



山形県公報

令和4年12月23日(金)

号 外 (26)

目 次

条 例

○山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例……………(議 会) ……15

○山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する
条例……………(人 事 課) ……31

○山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………(同) ……32

○山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例……………(同) ……59

○個人情報の保護に関する法律施行条例……………(学事文書課) ……89

○山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(市 町 村 課) ……94

○山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する
条例……………(やまがた幸せデジタル推進課) ……同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (県条例第33号) (議会)
- 1 この条例は、山形県議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすることとした。(第1条関係)
 - 2 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする事とした。(第3条関係)
 - 3 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。以下同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならないこととした。(第4条第1項関係)
 - 4 議会は、3により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないこととした。(第4条第2項関係)
 - 5 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないこととした。(第4条第3項関係)
 - 6 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないこととした。(第5条関係)
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 7 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないこととした。（第6条関係）
- 8 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないこととした。（第7条関係）
- 9 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないこととした。（第8条関係）
- 10 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととした。（第9条第1項関係）
- 11 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととした。（第10条関係）
- 12 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、次のいずれかに該当するときを除き、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならないこととした。（第11条関係）
- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報が27の(1)から(6)までの情報のいずれかが含まれるとき。
- 13 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこととした。（第12条第1項関係）
- 14 13にかかわらず、議会は、議長が次のいずれかに該当すると認めるときは、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができることとした。（第12条第2項関係）
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 県の機関（議会を除く。）、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) (1)から(3)までの場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- (5) 山形県議会個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。
- 15 議長は、利用目的のために又は14の(3)若しくは(4)に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとすることとした。（第13条関係）
- 16 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報

- として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする事とした。(第14条関係)
- 17 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならないこととした。(第15条第1項関係)
- 18 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととした。(第15条第2項関係)
- 19 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならないこととした。(第15条第3項関係)
- 20 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者による信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならないこととした。(第15条第4項関係)
- 21 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報の保護に関する法律第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこととした。(第16条第1項関係)
- 22 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。(第16条第2項関係)
- 23 議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととした。(第17条第1項関係)
- 24 議長は、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表しなければならないこととした。(第18条第1項関係)
- 25 何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることとした。(第19条第1項関係)
- 26 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」という。)は、本人に代わって25による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができることとした。(第19条第2項関係)
- 27 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報又は山形県議会情報公開条例第6条第1項第7号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないこととした。(第21条関係)
- (1) 開示請求者(26により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員（行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 議長が32及び33の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 28 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないこととした。（第22条第1項関係）
- 29 開示請求に係る保有個人情報に27の(2)の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、27の(2)の情報に含まれないものとみなして、28を適用することとした。（第22条第2項関係）

- 30 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができることとした。（第23条関係）
- 31 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとした。（第24条関係）
- 32 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならないこととした。（第25条第1項関係）
- 33 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（31により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととした。（第25条第2項関係）
- 34 開示決定等は、原則として、開示請求があった日から14日以内に行なければならないこととした。（第26条及び第27条関係）
- 35 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができることとした。（第28条第1項関係）
- 36 議長は、次のいずれかに該当するときは、32の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならないこととした。（第28条第2項関係）
- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が27の(2)のロ又は(3)のただし書の情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を30により開示しようとするとき。
- 37 議長は、35及び36により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないこととした。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないこととした。（第28条第3項関係）
- 38 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行うこととした。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができることとした。（第29条第1項関係）
- 39 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の議長が定める事項を申し出なければならないこととした。（第29条第3項関係）
- 40 39による申出は、32の通知があった日から30日以内に行なければならないこととした。（第29条第4項関係）
- 41 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が38の本文の方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、38の本文にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わないこととした。（第30条第1項関係）

- 42 県は、次に掲げる場合を除き、開示請求をする者から、開示を受ける公文書1件につき、手数料を徴収することとした。（第31条第1項及び別表関係）
- (1) 議長が33の決定をした場合
 - (2) 閲覧、視聴又は聴取の方法により開示を受ける場合
- 43 既に納められた42の手数料の還付及び手数料の免除については、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項及び第3項の規定の例によることとした。（第31条第2項関係）
- 44 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。以下同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができることとした。（第32条第1項関係）
- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、41の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 45 44による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととした。（第32条第3項関係）
- 46 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行ななければならないこととした。（第34条関係）
- 47 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をし、又はしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととした。（第35条関係）
- 48 47の決定（以下「訂正決定等」という。）は、原則として、訂正請求があった日から30日以内に行ななければならないこととした。（第36条及び第37条関係）
- 49 議長は、保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする事とした。（第38条関係）
- 50 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、議長に対し、当該次に定める措置を請求することができることとした。（第39条第1項関係）
- (1) 4に違反して保有されているとき、7に違反して取り扱われているとき、8に違反して取得されたものであるとき、又は13及び14に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 13及び14に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 51 50による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととした。（第39条第3項関係）
- 52 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行ななければならないこととした。（第41条関係）
- 53 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をし、又はしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないこととした。（第42条関係）
- 54 53の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、原則として、利用停止請求があった日から30日以内に行ななければならないこととした。（第43条及び第44条関係）
- 55 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しないこととした。（第45条関係）
- 56 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次のいずれかに該当する場合を除き、山形県議会個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととした。（第46条第1項関係）
- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 57 何人も、自己を本人とする保有個人情報の取扱いが、3から10まで、13及び14に違反していると認めるときは、議長に対し、その取扱いの是正の申出をすることができることとした。（第48条第1項関係）
- 58 14の(5)及び64により議長の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県議会個人情報保護運営審議会（以下「議会審議会」という。）を置くこととした。（第49条第1項関係）
- 59 議長の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県議会個人情報保護審査会（以下「議会審査会」という。）を置くこととした。（第55条第1項関係）
- 60 議会審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第57条関係）
- 61 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなすこととした。（第58条関係）
- 62 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとすることとした。（第59条関係）
- 63 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこととした。（第60条関係）
- 64 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、議会審議会に諮問することができることとした。（第61条関係）
- 65 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとするものとした。（第62条関係）
- 66 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）のうち一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを提供した職員等に対する罰則を設けることとした。（第64条～第69条関係）
- 67 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（県条例第34号）（人事課）
- 1 議会の議員及び知事等に対して12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係）
 - 2 議会の議員及び知事等に対して6月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とするものとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第2条第5項及び第3条第3項関係）
 - 3 その他
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の改正は、令和5年4月1日から施行することとした。

(2) 1に関する改正規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第35号）（人事課）

1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

全給料表の給料月額を改定することとした。（別表第1～別表第6関係）

(2) 勤勉手当の改定

イ 12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

ロ 6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）に引き上げるとともに、12月に支給する勤勉手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

特定任期付職員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第4条第1項関係）

(2) 期末手当の改定

イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165に引き上げることとした。（改正条例第3条の規定による改正後の第5条第2項関係）

ロ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第4条の規定による改正後の第5条第2項関係）

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第5条第1項及び第2項関係）

(2) 期末手当の改定

イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165に引き上げることとした。（改正条例第5条の規定による改正後の第6条第2項関係）

ロ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合とすることとした。（改正条例第6条の規定による改正後の第6条第2項関係）

4 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)のロ、2の(2)のロ及び3の(2)のロの改正は、令和5年4月1日から施行することとした。

(2) 1の(1)及び(2)のイに関する改正規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定、2の(1)及び(2)のイに関する改正規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定並びに3の(1)及び(2)のイに関する改正規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（県条例第36号）（人事課）

1 山形県職員の定年等に関する条例の一部改正

(1) 定年による退職

イ 職員の定年を年齢65年とすることとした。ただし、医師及び歯科医師である職員のうち、医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「病院事業局給与条例」という。）の規定に基づく給料表（医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用されるものに限る。）の適用を受ける職員の定年

は、年齢70年とすることとした。（第3条関係）

ロ イの定年は、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、段階的に引き上げることとした。（改正後の附則第6項関係）

(2) 定年による退職の特例

(4)のイからニまでにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（(3)のイの職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、定年により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由があると認めるときであって、かつ、(4)のイ又はロにより当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限り、定年退職日の翌日以後も引き続き勤務させることができることとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないこととした。（第4条第1項関係）

(3) 管理監督職勤務上限年齢による降任等

イ 地方公務員法（以下「法」という。）第28条の2第1項の条例で定める職は、山形県職員等の給与に関する条例第10条第1項に規定する職、山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条第1項に規定する職及び病院事業局給与条例第5条第1項に規定する職（これらの職のうち医療職給料表(1)の適用を受ける職員が占める職及び病院事業局給与条例の規定に基づく給料表（医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用されるものに限る。）の適用を受ける職員が占める職その他の人事委員会規則で定める職を除く。）並びに副主幹その他の人事委員会規則で定める職とすることとした。（改正後の第6条関係）

ロ 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とすることとした。（改正後の第7条関係）

ハ 任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならないこととした。（改正後の第8条第1項関係）

(イ) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。

(ロ) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

(ハ) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、(イ)に掲げる基準に従った上で、その状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

ニ 警察本部長は、特定任命を行う場合にあつては、ハと同様の基準を遵守しなければならないこととした。（改正後の第8条第2項関係）

(4) 管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例

イ 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。ハにおいて同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、管理監督職を

占めたまま勤務をさせることができることとした。（改正後の第9条第1項関係）

(イ) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(ロ) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(ハ) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

ロ 任命権者は、イ又はロにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、イの(イ)から(ハ)までに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。ニにおいて同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができることとした。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないこととした。（改正後の第9条第2項関係）

ハ 任命権者は、イにより異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができることとした。（改正後の第9条第3項関係）

ニ 任命権者は、イ若しくはロにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員についてハの事由があると認めるとき（ロにより延長された当該異動期間を更に延長することができる場合を除く。）、又はハ若しくはニにより異動期間（イからニまでにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員についてハの事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができることとした。（改正後の第9条第4項関係）

ホ 任命権者は、イからニまでにより異動期間を延長する場合及びハにより他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととした。（改正後の第10条関係）

ヘ 任命権者は、イからニまでにより異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等を行うこととした。（改正後の第11条関係）

(5) 定年前再任用短時間勤務職員の任用等

イ 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、

短時間勤務の職に採用することができることとした。ただし、これらの者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同様の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。以下同じ。）を経過した者であるときは、この限りでないこととした。（改正後の第12条関係）

- ロ 任命権者は、イによるほか、地方公共団体の組合であって人事委員会規則で定めるものの年齢60年以上退職者を従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとした。ただし、これらの者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないこととした。（改正後の第13条関係）

(6) 任用、給与及び退職手当に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認

イ 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び(1)のイのただし書の職員を除く。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとすることとした。（改正後の附則第7項関係）

ロ 警察本部長は、特定地方警務官が年齢60年に達する日の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとすることとした。（改正後の附則第8項関係）

2 職員の懲戒に関する条例の一部改正

減給の最高限度額を、当該減給の発令の日に受ける給料の10分の1に相当する額（現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額）とすることとした。

3 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正

(1) 退職手当の基本額に係る特例

イ 特定任命により職員となった後に退職した者について給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例を定めることとした。（改正後の第6条の3の2関係）

ロ 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額について定めることとした。（改正後の附則第16項関係）

ハ 25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額について定めることとした。（改正後の附則第17項関係）

ニ ロ及びハは、1の(1)のイのただし書の職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しないこととした。（改正後の附則第18項関係）

(2) 6の(3)のイによる職員の給料月額の変額は、給料月額の変額改定に該当しないこととした。（改正後の附則第19項関係）

(3) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例

イ 当分の間、その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した定年前早期退職者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額に係る特例については、原則として60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差の年数に応じた給料月額の変増率とすることとした。（改正後の附則第20項関係）

ロ 当分の間、整理退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、原則として退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢が50歳以上であ

る場合に適用することとした。（改正後の附則第21項関係）

ハ 当分の間、法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって規則で定めるもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者である定年前早期退職者が59歳に達する日以前に退職したときにおける給料月額の割増率については、原則として60歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差の年数に100分の2を乗じて得た割合とすることとした。（改正後の附則第22項関係）

ニ 当分の間、法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって規則で定めるもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者である定年前早期退職者が60歳に達した日以後に退職したときにおける給料月額割増率については、100分の2とすることとした。（改正後の附則第23項関係）

(4) 当分の間、6の(3)のイの適用を受ける職員が60歳に達した日以後における最初の3月31日後にその者の非違によることなく退職した場合において、その者が同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとして計算した退職手当の額が、現に退職した日において計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とすることとした。（改正後の附則第24項関係）

4 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例の一部改正

(1) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員（以下「学校職員」という。）が6の(3)のイによる給料月額減額措置を受ける場合の降給の事由について定めることとした。

（改正後の附則第3項関係）

(2) 6の(3)のイによる給料月額減額措置を受ける学校職員には、給料月額が異動することとなった旨の通知を行うこととした。（改正後の附則第4項関係）

5 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒に関する条例の一部改正

減給の最高限度額を、当該減給の発令の日における給料の10分の1に相当する額（現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額）とすることとした。

6 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間等で除して得た数を乗じて得た額とすることとした。（第5条第5項関係）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員に支給する勤勉手当の支給割合は100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）とすることとした。（第21条第2項第1号関係）

(3) 定年の引き上げに伴う給与に関する特例措置

イ 当分の間、職員等の給料月額は、当該職員等が60歳に達した日以後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員等に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員等の属する職務の級及び当該職員等の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることとした。（改正後の附則第3項関係）

ロ イは、臨時的に任用される職員等には適用しないこととした。（改正後の附則第4項関係）

ハ 他の職への降任等をされた職員等であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員等のうち、特定日にイにより当該職員等の受ける給料月額が異動日の前日に当該職員等が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員等（人事委員会規則で定める職員等を除く。）には、当分の間、特定日以後、イにより当該職員等の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相

当する額を給料として支給する等の措置を講ずることとした。（改正後の附則第5項～第13項関係）

7 職員の分限に関する条例の一部改正

(1) 職員が6の(3)のイによる給料月額減額措置等を受ける場合の降給の事由について定めることとした。（改正後の附則第3項関係）

(2) 6の(3)のイによる給料月額減額措置等を受ける職員には、給料月額が異動することとなった旨の通知を行うこととした。（改正後の附則第4項関係）

8 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

当分の間、職員（企業管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、企業管理者が定める額とすることとした。

9 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例の一部改正

学校職員について、山形県職員の定年等に関する条例の適用を受ける職員に係る1による措置と同様の措置を講ずることとした。

10 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正

異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、外国の地方公共団体の機関等への派遣の対象としないこととした。

11 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正

異動期間を延長された管理監督職を占める職員等を育児休業等を行うことができない職員等とすることとした。

12 公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部改正

異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、公益的法人等への派遣の対象としないこととした。

13 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

当分の間、職員（病院事業管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、病院事業管理者が定める額とすることとした。

14 その他

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、(3)は、公布の日から施行することとした。

(2) 山形県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置

イ 任命権者は、施行日前に1に関する改正規定による改正前の山形県職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第2条の規定により退職した者等のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例第3条に規定する定年に達している者等を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとした。（改正条例附則第3条関係）

ロ 任命権者は、1の(5)のイのただし書にかかわらず、施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者等を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとした。（改正条例附則第5条関係）

(3) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とすることとした。（改正条例附則第11条関係）

(4) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置

学校職員について、(2)と同様の措置を講ずることとした。（改正条例附則第19条及び第

21条関係)

- ◇ 個人情報の保護に関する法律施行条例（県条例第37号）（学事文書課）
 - 1 この条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、開示決定等の期限その他法の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
 - 2 実施機関は、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表しなければならないこととした。（第3条第1項関係）
 - 3 開示決定等は、原則として、開示請求があった日から14日以内にしなければならないこととした。（第4条及び第5条関係）
 - 4 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額について定めることとした。（第6条及び別表関係）
 - 5 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額について定めることとした。（第7条関係）
 - 6 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法第81条第1項に規定する機関及び法第129条に規定する合議制の機関は、山形県情報公開・個人情報保護審査会とすることとした。（第8条関係）
 - 7 県の機関は、一定の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとした。（第9条関係）
 - 8 何人も、自己を本人とする保有個人情報の取扱いが、法第61条から第65条まで、第66条第1項、第69条（第3項を除く。）又は第71条の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対し、その取扱いの是正の申出をすることができることとした。（第10条第1項関係）
 - 9 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第38号）（市町村課）

児童福祉法の規定に基づく認可外保育施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供の要求等の事務は、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市及び川西町が処理することとした。
- ◇ 山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（県条例第39号）（やまがた幸せデジタル推進課）
 - 1 題名を山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に改めることとした。（題名関係）
 - 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
 - 3 県の執行機関が県の他の執行機関に特定個人情報を提供することができる場合を定めることとした。（改正後の第4条及び別表第3関係）
 - 4 県の執行機関が個人番号の利用を行うことができる事務の範囲を拡大することとした。（改正後の別表第1第5項関係）
 - 5 県の執行機関が利用することができる特定個人情報の範囲を拡大することとした。（改正後の別表第2第5項関係）
 - 6 この条例は、令和5年10月1日から施行することとした。

条 例

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報ファイル等（第17条・第18条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第19条－第31条）
 - 第2節 訂正（第32条－第38条）
 - 第3節 利用停止（第39条－第44条）
 - 第4節 審査請求等（第45条－第48条）
- 第5章 山形県議会個人情報保護運営審議会等（第49条－第57条）
- 第6章 雑則（第58条－第63条）
- 第7章 罰則（第64条－第69条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、山形県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文

- 字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第7章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、山形県議会情報公開条例（平成12年7月県条例第49号）第2条第1号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第

2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第64条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 県の機関（議会を除く。）、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- (5) 山形県議会個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する

第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第60条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定

する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル等

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下この条において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号へにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（同項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 第19条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル

イ 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ロ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ハ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

ニ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

ホ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

へ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

ト イからへまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表)

第18条 議長は、その定めるところにより、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索することができる状態で個人情報が記録されている公文書を使用するもの（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他議長が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 職員又は職員であった者に関する事務
- (2) 犯罪の捜査に関する事務
- (3) その他議長が定める事務

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、同項第5号から第7号までに掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に記載し、又は登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を登録簿に記載せず、又は登録簿を作成しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第59条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第21条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は山形県議会情報公開条例第6条第1項第7号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 議長が第25条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第26条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第27条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の議長が定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第

1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る手数料）

第31条 県は、開示請求をする者から、開示を受ける公文書1件につき、別表の左欄に掲げる公文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収し、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

(1) 議長が第25条第2項の決定をした場合

(2) 閲覧、視聴又は聴取の方法により開示を受ける場合

2 既に納められた前項の手数料の還付及び手数料の免除については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）第6条第2項及び第3項の規定の例による。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第59条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第34条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第36条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内に行なければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するとき、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第59条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

（利用停止請求の手続）

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第41条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求等

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（山形県議会個人情報保護審査会への諮問）

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山形県議会個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しな

ければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第47条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
（是正の申出）

第48条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の取扱いが、第4条から第8条まで、第9条第1項又は第12条（第3項を除く。）の規定に違反していると認めるときは、議長に対し、その取扱いの是正の申出（以下この条において「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を議長に提出してしなければならない。

- (1) 是正の申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 是正の申出に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 是正を求める内容及び理由
- (4) その他議長が定める事項

3 第19条第2項及び第20条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 議長は、是正の申出があった場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果を当該是正の申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、議長に対し、再調査の申出をすることができる。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の申出について準用する。

第5章 山形県議会個人情報保護運営審議会等

（山形県議会個人情報保護運営審議会の設置及び組織）

第49条 第12条第2項第5号及び第61条の規定により議長の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県議会個人情報保護運営審議会（以下「議会審議会」という。）を置く。

2 議会審議会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第50条 議会審議会の委員は議会の議員及び学識経験のある者のうちから議長が委嘱する。

2 議会審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第51条 議会審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、議会審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第52条 議会審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。
- 5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合の第3項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

（庶務）

第53条 議会審議会の庶務は、議会事務局において処理する。

（会長への委任）

第54条 第49条から前条までに定めるもののほか、議会審議会の運営に関し必要な事項は、会長が議会審議会に諮って定める。

（山形県議会個人情報保護審査会の設置等）

第55条 第46条第1項の規定による議長の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県議会個人情報保護審査会（以下この条から第57条までにおいて「議会審査会」という。）を置く。

- 2 第49条第2項及び第50条の規定は議会審査会の組織及び委員について、第51条から前条までの規定は議会審査会の運営等について準用する。この場合において、同項及び第50条から前条までの規定中「議会審議会」とあるのは、「議会審査会」と読み替えるものとする。

（調査等）

第56条 議会審査会は、必要と認めるときは、議長に対し、第46条第1項に規定する審査請求に係る保有個人情報が記録された公文書の提示、必要な書類その他の物件の提出又は諮問に関する説明を求めることができる。

- 2 議会審査会は、必要と認めるときは、審査請求をしたものその他関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、議会審査会は、必要な調査をすることができる。
- 4 議会審査会の調査及び審議の手続は、公開しない。

（守秘義務）

第57条 議会審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第6章 雑則

（適用除外）

第58条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第59条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第60条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（議会審議会への諮問）

第61条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、議会審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第62条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第63条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第7章 罰則

第64条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第65条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第66条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第67条 第57条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第68条 第64条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第69条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（山形県議会情報公開条例の一部改正）

2 山形県議会情報公開条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第5項中「起算して45日」を「44日」に改める。

第14条中「（山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）を除く。）」を削る。

別表

公文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額
文書又は図画 （マイクロフィルムを除く。）	複写機により用紙に複写したものの交付	交付する用紙の枚数（日本産業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあつては日本産業規格A列3番の用紙に換算した用紙の枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあつては用紙の片面を1枚として算定した用紙の枚数とする。以下同じ。）1枚につき10円（カラーで複写された用紙にあつては、50円）
マイクロフィルム	用紙に印刷したものの交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円

録音テープ	録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	交付する録音カセットテープの巻数1巻につき150円
ビデオテープ	ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	交付するビデオカセットテープの巻数1巻につき190円
電磁的記録（録音テープ及びビデオテープを除く。）	用紙に出力したものの交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円（カラーで出力された用紙にあっては、50円）
	フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付	交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき80円
	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき160円

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の160」を「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165」に改める。

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1

行 政 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,700	201,300	237,200	269,200	295,100	325,200	370,100	416,600	468,000
	2	152,800	203,200	238,700	271,000	297,300	327,400	372,700	419,100	471,200
	3	154,100	205,000	240,000	272,700	299,600	329,700	375,200	421,600	474,300
	4	155,200	206,700	241,600	274,700	301,700	331,900	377,900	424,100	477,300
	5	156,300	208,300	243,200	276,500	303,700	334,200	379,900	426,000	480,300
	6	157,500	210,200	244,800	278,400	305,900	336,200	382,500	428,400	483,400
	7	158,600	211,800	246,200	280,300	308,100	338,400	384,900	430,500	486,500
	8	159,700	213,600	247,600	282,400	309,800	340,700	387,400	432,800	489,600
	9	160,800	215,300	249,200	284,500	312,000	342,800	390,000	434,800	492,400
	10	162,300	217,100	250,500	286,400	314,300	345,100	392,700	437,000	495,600
	11	163,600	218,800	252,000	288,600	316,500	347,200	395,400	439,100	498,700
	12	164,900	220,600	253,400	290,500	318,800	349,400	398,200	441,300	501,800
	13	166,300	221,900	254,700	292,600	321,000	351,400	400,600	443,000	504,600
	14	167,800	223,700	256,100	294,600	323,000	353,500	403,000	444,800	507,000
	15	169,300	225,200	257,400	296,500	325,300	355,600	405,200	446,800	509,300
	16	171,000	227,000	258,600	298,000	327,400	357,600	407,700	448,900	511,600
	17	172,200	228,700	260,000	300,100	329,600	359,400	409,500	450,800	513,700
	18	173,600	230,300	261,500	302,100	331,600	361,500	411,600	452,700	515,200
	19	175,000	231,700	263,100	304,200	333,800	363,400	413,500	454,500	516,700
	20	176,400	233,300	264,800	306,200	335,800	365,300	415,400	456,200	518,200
	21	177,900	234,900	266,400	308,200	337,800	367,200	417,300	458,000	519,400
	22	180,400	236,500	268,200	310,200	339,900	369,200	419,200	459,500	520,900
	23	183,000	238,100	269,800	312,300	342,000	371,200	421,000	461,000	522,400
	24	185,600	239,500	271,600	314,400	344,100	373,200	422,900	462,500	523,900
	25	188,100	240,900	273,500	316,300	345,700	375,200	424,800	463,900	525,000
	26	189,900	242,200	275,400	318,400	347,600	377,100	426,300	465,300	526,200
	27	191,400	243,600	277,200	320,600	349,600	379,200	427,900	466,600	527,400
	28	193,100	244,800	279,000	322,600	351,500	381,200	429,500	467,800	528,600
	29	194,700	245,900	280,700	324,600	353,300	382,800	431,100	468,800	529,700
	30	196,300	247,000	282,500	326,600	355,200	384,600	432,400	469,600	530,600
	31	198,200	248,000	284,400	328,800	357,200	386,500	433,700	470,400	531,500
	32	199,900	249,000	285,800	330,900	359,000	388,100	434,900	471,100	532,400
	33	201,300	250,100	287,500	332,400	361,000	390,000	436,100	471,800	533,200
	34	202,900	251,200	289,300	334,400	362,800	391,400	437,400	472,600	534,100
	35	204,400	252,300	291,100	336,400	364,600	392,900	438,700	473,400	534,800
	36	205,800	253,400	292,900	338,500	366,400	394,600	440,000	474,000	535,300
	37	207,100	254,300	294,500	340,500	367,800	396,000	441,200	474,500	536,100
	38	208,400	255,800	296,100	342,400	369,100	397,200	442,000	475,100	536,700
	39	209,600	257,100	297,900	344,500	370,600	398,500	442,800	475,700	537,500
	40	210,800	258,700	299,800	346,400	372,000	399,600	443,600	476,300	538,100

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	41	212,100	260,000	301,500	348,400	373,300	400,700	444,300	476,800	538,600
	42	213,500	261,200	303,300	350,300	374,200	401,900	445,000	477,300	
	43	214,600	262,700	305,000	352,100	375,300	403,200	445,700	477,800	
	44	215,900	263,900	306,600	354,100	376,400	404,300	446,400	478,100	
	45	216,900	265,100	308,300	355,600	377,200	405,000	447,200	478,400	
	46	218,300	266,400	310,000	357,100	378,200	405,700	448,000		
	47	219,400	267,700	311,700	358,600	379,100	406,400	448,500		
	48	220,600	268,800	313,400	360,100	380,000	407,200	449,200		
	49	221,800	270,100	314,500	361,800	380,900	407,800	449,700		
	50	222,800	271,100	316,100	362,600	381,800	408,400	450,100		
	51	223,500	272,400	317,600	363,800	382,600	408,900	450,500		
	52	224,600	273,700	319,300	364,800	383,400	409,300	450,900		
	53	225,800	274,700	320,900	365,800	384,100	409,700	451,300		
	54	226,700	275,800	322,500	366,900	384,800	410,000	451,700		
	55	227,500	277,100	324,200	367,800	385,500	410,300	452,100		
	56	228,300	278,500	325,700	368,900	386,300	410,600	452,500		
	57	229,000	279,500	327,200	369,800	386,800	410,900	452,800		
	58	229,700	280,500	328,500	370,500	387,400	411,200	453,200		
	59	230,500	281,600	329,700	371,200	388,000	411,500	453,500		
	60	231,300	282,700	330,900	371,900	388,700	411,800	453,800		
	61	231,800	283,900	331,700	372,300	389,100	412,100	454,100		
	62	232,700	284,900	332,600	372,900	389,800	412,400			
	63	233,400	285,700	333,400	373,700	390,500	412,700			
	64	234,200	286,800	334,200	374,400	391,100	413,000			
	65	234,700	287,600	335,100	374,700	391,500	413,300			
	66	235,300	288,500	335,500	375,400	392,100	413,600			
	67	236,200	289,300	336,300	376,100	392,700	413,900			
	68	237,100	290,200	337,100	376,800	393,300	414,200			
	69	237,800	291,200	337,900	377,100	393,700	414,400			
	70	238,500	292,000	338,600	377,800	394,300	414,800			
	71	239,000	292,800	339,300	378,500	394,800	415,100			
	72	239,800	293,600	340,100	379,100	395,300	415,400			
	73	240,500	294,500	340,600	379,400	395,600	415,600			
	74	241,100	295,000	341,200	380,000	396,000	415,900			
	75	241,800	295,400	341,700	380,700	396,400	416,200			
	76	242,400	295,900	342,300	381,300	396,800	416,400			
	77	243,100	296,000	342,600	381,800	397,100	416,600			
	78	243,800	296,400	343,100	382,300	397,400	416,900			
	79	244,500	296,600	343,500	382,900	397,700	417,200			
	80	245,100	297,000	344,000	383,400	398,000	417,400			
	81	245,700	297,200	344,500	383,900	398,200	417,600			
	82	246,300	297,400	345,000	384,500	398,600	417,900			
	83	247,000	297,800	345,500	385,000	398,900	418,200			
	84	247,700	298,100	346,000	385,300	399,100	418,400			

85	248,200	298,400	346,300	385,700	399,300	418,600			
86	249,000	298,700	346,700	386,300	399,600				
87	249,700	299,000	347,200	386,700	399,900				
88	250,400	299,400	347,600	387,100	400,100				
89	251,000	299,700	347,900	387,500	400,300				
90	251,500	300,100	348,400	388,000	400,600				
91	251,900	300,400	348,900	388,400	400,900				
92	252,400	300,800	349,300	388,800	401,100				
93	252,700	300,900	349,500	389,100	401,300				
94		301,100	349,900						
95		301,500	350,400						
96		301,900	350,800						
97		302,100	350,900						
98		302,400	351,400						
99		302,900	351,800						
100		303,300	352,100						
101		303,500	352,400						
102		303,800	352,800						
103		304,200	353,200						
104		304,500	353,600						
105		304,700	354,100						
106		305,000	354,500						
107		305,400	354,900						
108		305,700	355,300						
109		305,900	355,800						
110		306,300	356,200						
111		306,800	356,500						
112		307,100	356,900						
113		307,200	357,400						
114		307,500							
115		307,800							
116		308,200							
117		308,400							
118		308,600							
119		308,900							
120		309,200							
121		309,600							
122		309,800							
123		310,100							
124		310,400							
125		310,700							
再任用職員	191,700	219,800	260,500	280,300	295,800	321,400	364,100	397,900	450,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。

別表第2

公安職給料表

職員等の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	176,600	192,700	218,500	258,300	300,200	326,300	354,200	389,400	431,600
	2	178,300	194,400	220,600	260,000	302,300	328,500	356,400	391,700	433,400
	3	180,200	196,200	222,500	261,800	304,200	330,700	358,700	393,800	435,300
	4	181,900	198,100	224,600	263,300	306,200	332,800	360,800	395,900	437,300
	5	183,400	199,900	226,600	265,100	308,000	335,000	363,000	397,700	438,700
	6	185,400	202,200	228,400	266,800	310,200	337,200	365,100	399,800	440,400
	7	187,200	204,500	230,400	268,300	312,100	339,200	367,400	401,600	442,000
	8	189,200	206,700	232,400	270,000	314,300	341,100	369,600	403,500	443,500
	9	190,900	209,000	234,300	271,200	316,300	343,000	371,600	405,200	445,200
	10	192,700	211,300	236,100	272,900	318,500	345,400	373,800	407,300	446,900
	11	194,400	213,800	238,000	274,000	320,600	347,600	375,800	409,300	448,600
	12	196,100	216,200	239,600	275,400	322,900	349,900	378,100	411,500	450,200
	13	198,000	218,300	241,600	277,000	324,700	351,900	380,200	413,200	451,300
	14	200,000	220,200	243,500	278,400	327,100	354,100	382,400	415,400	453,000
	15	202,100	221,900	245,300	279,200	329,000	356,300	384,500	417,400	454,800
	16	204,100	223,700	247,100	280,500	330,800	358,500	386,700	419,600	456,700
	17	206,300	225,700	248,800	281,500	332,800	360,700	388,400	421,300	458,300
	18	208,500	227,300	250,500	282,900	335,100	362,800	390,400	423,000	460,100
	19	210,800	229,300	252,200	284,100	337,300	364,800	392,300	424,800	462,000
	20	213,200	231,100	253,900	285,500	339,500	367,000	394,400	426,400	463,700
	21	215,400	232,700	255,500	286,500	341,600	369,000	396,100	428,200	465,400
	22	217,300	234,500	256,800	287,800	343,600	371,000	398,300	429,800	467,100
	23	218,900	236,400	257,900	289,100	345,800	373,000	400,400	431,200	468,700
	24	220,800	238,000	259,100	290,500	347,800	375,200	402,500	432,800	470,600
	25	222,700	239,700	260,300	291,500	349,900	377,100	404,200	434,100	472,100
	26	224,400	241,500	261,600	293,400	352,000	379,100	406,200	435,500	473,600
	27	226,200	243,000	262,800	295,200	354,000	381,200	408,400	437,100	475,100
	28	227,900	244,600	264,000	296,900	356,000	383,200	410,500	438,700	476,400
	29	229,700	246,100	265,100	298,800	358,200	385,000	412,100	440,000	477,700
	30	231,500	247,800	266,200	300,800	360,300	387,200	413,900	441,700	478,400
	31	233,400	249,600	267,200	302,400	362,400	389,300	415,700	443,400	479,100
	32	235,000	251,100	268,300	304,200	364,500	391,400	417,400	445,100	479,800
	33	236,800	252,600	269,000	306,100	366,100	393,300	419,200	446,500	480,300
	34	238,500	254,000	270,200	307,900	368,100	395,500	420,700	448,300	481,100
	35	240,100	255,200	271,200	309,600	370,100	397,600	422,300	450,000	481,900
	36	241,700	256,500	272,300	311,400	372,200	399,600	423,900	451,600	482,500
	37	243,100	257,600	273,000	313,100	374,100	401,300	425,200	453,100	482,800
	38	244,900	258,900	274,000	315,000	376,200	402,900	426,700	453,800	483,400
	39	246,600	260,000	275,000	316,800	378,300	404,200	428,300	454,500	483,900
	40	248,200	261,200	275,900	318,400	380,300	405,500	429,800	455,200	484,400
	41	249,600	262,400	276,900	320,200	382,400	406,700	431,300	455,600	484,900
	42	250,900	263,600	278,300	322,000	384,500	407,900	432,700	456,200	485,300
	43	252,200	264,400	279,400	323,700	386,700	408,900	434,000	457,000	485,800
	44	253,300	265,500	280,200	325,500	388,700	409,900	435,200	457,600	486,200

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	45	254,400	266,500	281,200	327,200	390,500	411,200	436,200	458,400	486,500
	46	255,500	267,600	282,800	329,200	392,200	412,400	436,900	459,100	
	47	256,300	268,500	284,100	331,100	393,800	413,500	437,700	459,600	
	48	257,200	269,500	285,600	333,000	395,500	414,700	438,500	460,100	
	49	258,100	270,400	287,400	334,600	396,900	416,100	439,000	460,700	
	50	259,200	271,400	289,200	336,200	397,900	416,900	439,400	461,000	
	51	260,100	272,300	290,700	337,800	399,000	417,700	439,800	461,300	
	52	261,200	273,300	292,200	339,500	400,000	418,400	440,100	461,700	
	53	262,100	274,300	293,500	341,200	401,300	418,900	440,400	462,100	
	54	263,300	275,300	295,300	342,900	402,400	419,700	440,800	462,300	
	55	264,000	276,500	296,900	344,800	403,600	420,400	441,100	462,600	
	56	265,100	277,400	298,600	346,600	404,800	421,000	441,400	462,800	
	57	266,000	278,300	300,200	347,700	406,100	421,700	441,700	463,200	
	58	266,900	279,900	301,800	349,400	407,000	422,100	442,000	463,400	
	59	267,500	281,100	303,500	351,100	407,800	422,700	442,300	463,600	
	60	268,400	282,600	305,200	352,700	408,500	423,300	442,600	463,800	
	61	269,400	284,300	306,700	354,300	409,000	423,700	442,900	464,200	
	62	270,300	285,900	308,600	356,000	409,700	424,300	443,200		
	63	271,200	287,300	310,400	357,800	410,400	424,800	443,500		
	64	271,800	288,900	312,200	359,500	411,200	425,300	443,800		
	65	272,800	290,200	313,700	361,100	411,500	425,800	444,200		
	66	274,000	291,600	315,300	362,700	412,200	426,400	444,500		
	67	275,000	293,000	316,900	364,300	412,900	426,800	444,800		
	68	276,200	294,400	318,600	366,000	413,500	427,300	445,100		
	69	277,400	295,900	320,200	367,200	413,900	427,800	445,300		
	70	278,800	297,300	321,600	368,600	414,400	428,100	445,600		
	71	280,100	298,800	323,100	370,000	415,000	428,400	445,900		
	72	281,400	300,300	324,700	371,300	415,600	428,700	446,200		
	73	282,500	301,600	325,600	372,500	416,100	429,000	446,400		
	74	284,000	303,000	327,200	373,800	416,500	429,300	446,700		
	75	285,200	304,600	328,800	375,100	417,000	429,600	447,000		
	76	286,300	306,100	330,500	376,400	417,500	429,900	447,300		
	77	287,500	307,200	332,300	377,800	418,000	430,100	447,500		
	78	288,600	308,700	334,000	379,000	418,500	430,400	447,800		
	79	289,700	310,000	335,600	380,200	419,100	430,700	448,100		
	80	290,600	311,600	337,300	381,400	419,700	431,000	448,500		
	81	292,000	313,100	339,000	382,700	420,100	431,200	448,700		
	82	293,200	314,500	340,800	383,900	420,700	431,500	449,000		
	83	294,500	315,800	342,400	385,000	421,200	431,800	449,300		
	84	295,800	317,200	344,100	386,300	421,400	432,000	449,600		
	85	297,000	318,400	345,600	387,400	421,700	432,200	449,800		
	86	298,200	319,900	347,100	388,000	422,200	432,500			
	87	299,400	321,200	348,600	388,500	422,500	432,800			
	88	300,600	322,700	350,100	389,100	422,800	433,000			
	89	301,700	324,200	351,400	389,700	423,100	433,200			
	90	302,900	325,700	352,600	390,400	423,500	433,500			
	91	304,000	327,100	354,000	391,000	424,000	433,800			
	92	305,200	328,700	355,300	391,600	424,300	434,000			
	93	306,000	330,000	356,700	391,900	424,600	434,200			
	94	307,300	331,300	358,300	392,400					
	95	308,500	332,800	359,800	393,000					
	96	309,800	334,100	361,300	393,500					

97	310,800	335,300	362,600	393,900						
98	312,000	336,700	363,800	394,400						
99	313,200	338,000	364,900	395,000						
100	314,400	339,200	366,200	395,500						
101	315,700	340,700	367,300	395,900						
102	316,700	341,600	368,400	396,400						
103	317,800	342,700	369,600	397,000						
104	318,800	343,900	370,800	397,500						
105	319,700	345,100	372,000	397,800						
106	320,300	346,200	372,500	398,200						
107	320,900	347,200	373,100	398,800						
108	321,500	348,300	373,800	399,100						
109	322,000	349,600	374,400	399,400						
110	322,500	350,600	374,900	399,900						
111	323,000	351,600	375,400	400,400						
112	323,700	352,500	375,900	400,900						
113	324,500	353,500	376,300	401,300						
114	325,200	354,400	376,700	401,800						
115	325,900	355,400	377,300	402,300						
116	326,600	356,400	377,900	402,800						
117	327,200	357,500	378,300	403,100						
118	328,100	358,000	378,800	403,600						
119	328,800	358,600	379,400	404,100						
120	329,600	359,200	379,900	404,600						
121	330,200	359,500	380,000	405,000						
122	330,500	359,900	380,600	405,500						
123	331,000	360,400	381,100	405,900						
124	331,500	360,800	381,600	406,400						
125	331,800	361,200	382,100	406,800						
126		361,600	382,600							
127		362,100	383,100							
128		362,500	383,600							
129		362,900	383,900							
130		363,300	384,400							
131		363,700	384,900							
132		364,100	385,400							
133		364,300	385,700							
134		364,800	386,200							
135		365,300	386,600							
136		365,600	387,100							
137		365,900	387,400							
138		366,300	387,900							
139		366,800	388,400							
140		367,300	388,900							
141		367,600	389,200							
142		368,100								
143		368,600								
144		369,100								
145		369,400								
再任用職員	246,700	258,600	262,800	294,600	311,500	325,900	349,700	385,600	417,900	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3

海 事 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	182,000	236,100	279,700	328,200	364,100
	2	184,400	238,300	281,400	330,200	366,400
	3	186,800	240,300	283,200	332,200	368,500
	4	189,300	242,400	284,800	334,100	370,800
	5	191,800	244,400	286,000	336,100	372,900
	6	194,400	246,400	287,900	337,900	376,100
	7	196,800	248,500	289,700	339,500	379,100
	8	199,400	250,500	291,400	341,100	382,100
再任用職員	9	201,800	252,500	292,800	342,500	385,000
	10	204,200	254,300	295,300	344,800	388,200
	11	206,700	256,200	297,400	346,900	390,900
	12	209,200	258,000	299,600	349,300	393,500
	13	211,700	259,700	302,200	351,200	396,400
	14	214,300	261,700	304,800	353,500	399,100
	15	216,900	263,600	307,000	355,600	402,000
	16	219,500	265,200	309,200	357,900	404,700
以外職員	17	222,000	267,000	311,600	360,300	407,600
	18	224,400	268,800	313,600	362,800	409,700
	19	227,100	270,800	315,800	365,000	411,600
	20	229,800	272,500	317,700	367,600	413,700
	21	232,100	274,000	319,700	369,900	415,400
	22	233,800	275,500	320,700	372,300	417,500
	23	235,400	277,000	321,800	374,100	419,300
	24	237,000	278,400	322,800	376,100	421,300
職員等	25	238,600	279,800	323,900	378,300	423,000
	26	239,900	281,300	325,400	380,700	424,700
	27	241,400	282,700	326,800	383,200	426,400
	28	242,500	284,100	328,100	385,500	428,100
	29	243,900	285,500	329,400	387,700	429,300
	30	244,800	286,900	330,900	389,700	430,900
	31	246,000	288,200	332,400	391,900	432,500
	32	247,100	289,200	333,900	394,000	434,100
職員等	33	248,100	290,200	335,400	396,000	435,700
	34	248,900	291,500	337,000	397,800	437,100
	35	249,800	292,600	338,200	399,500	438,400
	36	250,500	293,600	339,700	401,300	439,600
	37	251,200	294,500	341,100	403,100	440,900
	38	252,000	295,600	342,800	404,500	441,900
	39	252,800	296,300	344,200	406,000	442,900
	40	253,500	297,100	345,400	407,500	443,900
	41	254,400	298,000	346,800	408,300	444,300
	42	255,200	298,900	348,100	409,600	445,000
	43	256,100	299,700	349,500	410,800	445,700
	44	256,900	300,200	350,900	412,300	446,400
	45	257,600	300,900	352,400	413,700	447,000
	46	258,300	302,000	353,800	415,100	447,300
	47	259,200	303,000	355,100	416,500	447,900
	48	259,900	304,200	356,500	417,800	448,500
	49	260,300	305,600	357,600	419,100	449,000

50	260,900	306,700	359,000	420,100	449,700
51	261,500	307,500	360,400	421,000	450,400
52	261,800	308,500	361,900	421,900	451,100
53	261,900	309,600	363,300	422,100	451,700
54	262,500	310,600	364,700	422,500	452,400
55	262,800	311,500	366,000	423,000	453,100
56	263,200	312,300	367,400	423,500	453,700
57	263,400	313,300	368,200	424,000	454,100
58	263,900	314,300	369,400	424,200	454,800
59	264,300	315,300	370,700	424,800	455,500
60	264,700	316,400	372,000	425,300	456,200
61	265,100	317,100	373,100	425,800	456,600
62	265,500	317,800	373,700	426,400	457,000
63	265,800	318,500	374,200	427,000	457,300
64	266,300	319,300	374,800	427,600	457,600
65	266,700	319,800	375,200	428,200	457,800
66	267,000	320,600	375,700	428,800	458,100
67	267,100	321,100	376,200	429,300	458,400
68	267,400	321,700	376,700	429,900	458,700
69	267,600	322,500	376,900	430,500	458,900
70			377,200	431,000	459,200
71			377,600	431,600	459,500
72			378,000	432,300	459,700
73			378,500	432,800	459,900
74			378,700	433,400	
75			379,200	433,900	
76			379,700	434,500	
77			380,200	435,000	
78			380,700	435,600	
79			381,200	436,300	
80			381,700	436,900	
81			382,200	437,200	
82			382,600	437,800	
83			383,100	438,500	
84			383,600	439,100	
85			384,000	439,500	
86			384,500	440,000	
87			384,900	440,800	
88			385,400	441,500	
89			385,900	441,700	
90			386,500		
91			387,000		
92			387,500		
93			387,800		
94			388,200		
95			388,700		
96			389,100		
97			389,600		
98			389,900		
99			390,500		
100			390,900		
101			391,500		
再任用職員	225,000	255,700	285,500	327,100	356,600

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗組む職員等に適用する。ただし、警察官及び教育職員を除く。

別表第4

教 育 職 給 料 表

教育職給料表(1)

職員 等の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	166,200	210,800	335,900	425,600
	2	167,800	212,600	338,200	427,500
	3	169,300	214,000	340,500	429,300
	4	170,900	215,800	342,800	430,900
	5	172,600	217,600	345,100	432,500
	6	174,500	219,100	347,300	434,000
	7	176,400	220,900	349,600	435,900
	8	178,200	222,500	351,900	437,800
	9	180,100	224,200	353,900	439,600
	10	182,200	226,100	356,000	441,500
	11	184,200	227,900	358,300	443,400
	12	186,100	229,800	360,400	445,300
	13	188,200	231,300	362,600	447,000
	14	190,300	233,400	364,600	449,000
	15	192,500	235,400	366,700	450,800
	16	194,600	237,400	368,700	452,800
	17	197,000	239,100	370,600	454,500
	18	199,400	241,800	372,500	456,300
	19	201,900	244,600	374,600	458,200
	20	204,300	247,200	376,600	460,000
	21	206,700	249,600	378,400	461,700
	22	208,400	252,400	380,300	463,400
	23	210,100	255,000	382,200	465,400
	24	211,900	257,600	384,100	467,100
	25	213,400	260,200	385,500	468,800
	26	214,700	262,600	387,300	470,500
	27	216,500	265,100	389,100	472,100
	28	218,100	267,400	391,100	473,700
	29	219,500	270,000	392,900	475,200
	30	221,200	272,300	394,900	476,500
	31	222,900	274,500	396,800	477,900
	32	224,500	276,700	398,900	479,200
	33	226,100	278,700	400,600	480,400
	34	227,900	280,900	402,400	481,100
	35	229,700	283,000	404,000	481,900
	36	231,500	285,000	405,800	482,600
	37	232,900	287,100	407,100	483,200
	38	234,700	289,000	408,600	
	39	236,500	290,800	410,000	
	40	238,200	292,800	411,500	
	41	239,800	294,400	413,200	
	42	241,500	296,800	414,600	
	43	243,000	299,100	416,000	
	44	244,500	301,300	417,400	
	45	246,100	303,200	419,100	
	46	247,500	305,700	420,400	
	47	248,700	308,100	421,900	
	48	249,800	310,800	423,600	

	49	251,200	313,100	425,300
	50	252,700	315,400	426,700
	51	253,800	317,800	428,400
	52	255,200	319,900	429,900
	53	256,300	322,200	431,700
	54	257,400	324,300	433,200
	55	258,700	326,300	434,800
	56	259,700	328,400	436,500
	57	260,900	330,700	438,000
	58	261,900	332,900	439,500
	59	262,900	335,000	440,800
	60	263,900	337,100	442,000
	61	265,100	339,300	443,200
再	62	266,400	341,400	444,500
任	63	267,700	343,600	445,800
	64	268,600	345,900	447,000
用	65	269,700	347,800	448,300
	66	271,200	350,100	449,500
	67	272,700	352,200	450,700
職	68	274,300	354,400	451,900
	69	275,800	356,400	453,200
	70	277,200	358,400	454,400
員	71	278,500	360,500	455,600
	72	279,700	362,600	456,900
	73	280,700	364,300	458,000
	74	282,000	366,200	458,600
	75	283,400	368,100	459,100
以	76	284,500	370,000	459,600
	77	285,900	371,900	460,100
外	78	287,200	373,600	
	79	288,300	375,400	
	80	289,500	377,000	
	81	290,700	378,600	
の	82	291,900	380,100	
	83	293,100	381,600	
	84	294,300	383,100	
職	85	295,600	384,100	
	86	296,700	385,500	
	87	297,900	387,000	
員	88	299,100	388,300	
	89	300,300	389,600	
等	90	301,400	391,000	
	91	302,600	392,200	
	92	303,800	393,500	
	93	304,600	394,900	
	94	305,600	396,000	
	95	306,800	397,300	
	96	308,000	398,500	
	97	309,000	400,000	
	98	310,100	401,000	
	99	311,100	402,100	
	100	312,200	403,200	
	101	313,100	404,100	
	102	314,200	405,100	
	103	315,400	406,100	
	104	316,400	407,300	

105	316,900	408,000		
106	317,800	408,900		
107	318,600	409,800		
108	319,500	410,700		
109	320,400	411,600		
110	320,800	412,500		
111	321,200	413,300		
112	321,700	414,100		
113	322,300	414,700		
114	322,700	415,500		
115	323,200	416,200		
116	323,800	416,900		
117	324,400	417,500		
118	324,900	418,000		
119	325,300	418,400		
120	325,800	418,800		
121	326,300	419,200		
122	326,700	419,600		
123	327,100	419,900		
124	327,700	420,100		
125	328,300	420,300		
126	328,600	420,600		
127	328,900	420,900		
128	329,200	421,100		
129	329,400	421,300		
130	329,700	421,600		
131	330,000	421,900		
132	330,300	422,100		
133	330,500	422,300		
134	330,700	422,600		
135	330,900	422,900		
136	331,200	423,100		
137	331,500	423,300		
138	331,700	423,600		
139	332,100	423,900		
140	332,400	424,100		
141	332,600	424,300		
142	332,800	424,600		
143	333,100	424,900		
144	333,300	425,100		
145	333,600	425,300		
146	333,800			
147	334,100			
148	334,400			
149	334,600			
150	334,800			
151	335,100			
152	335,400			
153	335,600			
再任用職員	239,000	280,200	337,800	423,800

備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会
 会で定める者に適用する。
 (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委
 員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額
 とする。

教育職給料表(2)

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,300	182,800	270,600	296,200	415,200
	2	167,800	184,900	273,000	299,000	416,700
	3	169,300	187,000	275,400	301,700	418,200
	4	170,900	189,300	277,600	304,300	419,700
	5	172,600	191,300	280,100	306,800	421,100
	6	174,500	193,400	282,500	309,200	422,500
	7	176,400	195,500	284,800	311,700	424,100
	8	178,200	197,700	286,900	314,100	425,700
	9	180,100	200,100	289,100	316,400	427,100
	10	182,200	202,700	291,300	319,100	428,600
	11	184,300	205,400	293,600	321,900	430,000
	12	186,200	208,100	295,800	324,800	431,300
	13	188,300	210,800	298,000	327,400	432,700
	14	190,400	212,600	300,000	329,500	434,100
	15	192,600	214,000	301,800	331,500	435,500
	16	194,700	215,800	303,800	333,700	437,000
	17	197,100	217,600	305,800	336,000	438,200
	18	199,500	219,100	308,200	338,300	439,500
	19	202,000	220,900	310,700	340,600	440,700
	20	204,400	222,500	313,100	342,800	442,000
	21	206,800	224,200	315,300	345,200	443,100
	22	208,500	226,100	317,900	347,400	444,400
	23	210,200	227,900	320,200	349,600	445,700
	24	212,000	229,800	323,000	351,900	447,000
	25	213,500	231,300	325,500	354,000	448,400
	26	214,700	233,400	327,700	355,800	449,600
	27	216,400	235,400	330,100	357,700	450,600
	28	217,800	237,400	332,100	359,600	451,700
	29	219,400	239,100	334,200	361,500	453,000
	30	221,100	241,800	336,100	363,300	453,800
	31	222,800	244,500	338,300	365,000	454,600
	32	224,400	247,100	340,200	367,000	455,500
	33	225,900	249,600	342,300	368,700	456,500
	34	227,600	252,400	344,400	370,400	457,000
	35	229,300	255,000	346,500	372,100	457,500
	36	230,900	257,700	348,500	374,000	458,000
	37	232,300	260,200	350,600	375,900	458,500
	38	234,000	262,600	352,500	377,400	
	39	235,800	265,200	354,500	378,900	
	40	237,300	267,400	356,400	380,500	
	41	238,800	270,000	358,400	381,700	
	42	240,500	272,400	360,200	383,100	
	43	242,100	274,600	362,100	384,500	
	44	243,500	276,800	363,800	386,100	
	45	245,200	278,800	365,600	387,500	
	46	246,600	280,900	367,300	389,100	
	47	248,200	283,000	368,900	390,800	
	48	249,300	285,100	370,500	392,300	
	49	250,700	287,200	371,900	393,700	
	50	252,000	289,100	373,400	395,300	
	51	253,500	290,900	375,000	396,800	

	52	254,500	292,800	376,500	398,300
	53	255,500	294,500	378,100	399,500
	54	256,900	296,900	379,600	400,800
	55	258,100	299,200	381,100	401,900
	56	259,100	301,400	382,700	403,100
	57	260,200	303,200	384,200	404,500
	58	261,400	305,800	385,600	405,700
	59	262,300	308,100	387,100	407,000
	60	263,400	310,800	388,400	408,300
	61	264,600	313,100	389,300	409,400
	62	265,800	315,400	390,600	410,400
	63	266,900	317,800	391,700	411,900
	64	267,500	320,000	392,800	413,200
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	65	268,300	322,200	393,700	414,400
	66	269,700	324,300	395,000	415,600
	67	271,100	326,300	396,000	416,800
	68	272,400	328,400	397,100	417,900
	69	274,000	330,800	398,300	419,000
	70	275,500	333,000	399,400	420,200
	71	277,000	335,100	400,500	421,400
	72	278,100	337,200	401,700	422,600
	73	279,300	339,300	402,800	423,300
	74	280,400	341,400	403,900	424,100
	75	281,600	343,600	405,000	424,800
	76	282,900	345,900	406,100	425,300
	77	284,200	347,700	407,100	425,600
	78	285,200	349,700	408,000	426,000
	79	286,200	351,600	409,000	426,400
	80	287,500	353,500	410,000	426,800
81	288,700	355,300	410,800	427,100	
82	289,700	357,100	411,700	427,600	
83	290,900	358,800	412,400	428,000	
84	292,100	360,600	413,200	428,300	
85	293,100	362,000	413,900	428,600	
86	294,000	363,600	414,700	429,000	
87	295,000	365,100	415,500	429,400	
88	296,000	366,600	416,200	429,700	
89	297,100	368,000	416,800	430,000	
90	298,000	369,300	417,500	430,300	
91	298,900	370,800	418,000	430,600	
92	299,800	372,200	418,700	430,800	
93	300,300	373,700	419,100	431,000	
94	301,000	375,000	419,600		
95	301,800	376,300	419,900		
96	302,500	377,500	420,200		
97	303,300	378,600	420,500		
98	304,100	379,600	420,800		
99	304,900	380,500	421,100		
100	305,600	381,500	421,300		
101	306,500	382,500	421,500		
102	307,000	383,500	421,800		
103	307,500	384,500	422,100		
104	308,000	385,500	422,300		
105	308,200	386,400	422,500		
106	308,600	387,300	422,800		
107	308,800	388,200	423,100		
108	309,000	389,200	423,300		

109	309,200	390,000	423,500		
110	309,400	391,100	423,800		
111	309,700	392,100	424,100		
112	310,000	393,100	424,300		
113	310,200	393,700	424,500		
114	310,400	394,700	424,800		
115	310,600	395,600	425,100		
116	311,000	396,500	425,300		
117	311,300	397,300	425,500		
118	311,600	398,000			
119	311,900	398,900			
120	312,200	399,700			
121	312,300	400,300			
122	312,500	401,100			
123	312,800	401,800			
124	313,100	402,500			
125	313,300	403,200			
126		403,900			
127		404,400			
128		405,000			
129		405,700			
130		406,300			
131		406,800			
132		407,400			
133		407,700			
134		408,000			
135		408,300			
136		408,600			
137		408,900			
138		409,200			
139		409,500			
140		409,800			
141		410,100			
142		410,400			
143		410,700			
144		411,000			
145		411,300			
146		411,600			
147		411,900			
148		412,100			
149		412,300			
150		412,600			
151		412,900			
152		413,100			
153		413,300			
154		413,600			
155		413,900			
156		414,100			
157		414,300			
再任用職員	230,000	276,900	304,300	330,900	413,500

- 備考 (1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5

研究職給料表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,900	201,900	288,400	337,000	396,500
	2	153,100	204,500	290,900	339,200	399,500
	3	154,300	207,000	293,300	341,500	402,200
	4	155,400	209,500	295,400	343,500	405,100
	5	156,500	212,100	297,700	345,500	407,400
	6	157,900	214,400	299,800	347,600	410,100
	7	159,200	216,800	301,800	349,600	412,900
	8	160,500	219,000	303,600	351,700	415,600
	9	161,700	221,200	305,700	353,800	418,300
	10	163,400	223,600	308,200	355,800	421,000
	11	165,000	226,100	310,700	357,900	423,800
	12	166,700	228,500	313,000	359,900	426,600
	13	168,200	230,300	315,200	362,100	429,300
	14	170,200	232,800	317,900	364,000	432,100
	15	172,100	235,300	320,400	365,900	434,900
	16	174,100	237,600	323,200	367,800	437,600
	17	175,800	239,800	325,600	369,700	440,200
	18	178,000	242,700	327,800	371,600	442,800
	19	180,100	245,500	330,000	373,600	445,400
	20	182,200	248,500	331,900	375,600	448,000
	21	184,400	250,800	334,200	377,200	450,600
	22	186,700	253,600	336,100	379,300	453,300
	23	188,900	256,000	337,900	381,100	455,900
	24	191,200	258,700	339,500	383,100	458,400
	25	193,300	261,300	341,700	384,600	460,700
	26	195,600	263,700	343,600	386,400	463,000
	27	197,700	265,800	345,300	388,300	465,600
	28	199,900	268,100	347,200	390,300	468,100
	29	202,000	270,700	349,200	392,100	470,700
	30	203,500	273,000	350,900	394,100	473,300
	31	205,300	274,700	352,500	396,000	475,800
	32	207,100	276,800	354,300	397,900	478,400
	33	208,700	278,600	355,600	399,600	480,700
	34	210,700	280,700	357,000	401,400	483,200
	35	212,600	282,600	358,600	403,100	485,600
	36	214,400	284,500	360,100	404,900	488,200
	37	216,100	286,200	361,400	406,100	490,700

	38	218,000	287,500	362,800	407,700	493,200
	39	219,900	288,800	364,200	409,100	495,700
	40	221,600	290,100	365,700	410,500	498,200
	41	223,600	291,400	366,400	412,000	500,600
	42	225,500	292,400	367,500	413,300	502,900
	43	227,300	293,200	368,800	414,900	505,100
	44	229,100	293,600	369,900	416,400	507,400
	45	230,800	294,300	371,100	417,800	509,100
	46	232,700	295,500	372,300	419,100	510,600
	47	234,400	296,600	373,700	420,700	512,200
	48	236,200	297,800	374,800	422,300	513,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	49	237,700	299,000	375,900	423,700	515,500
	50	239,500	300,300	377,200	425,100	517,000
	51	241,100	301,300	378,500	426,600	518,400
	52	242,800	302,300	379,800	428,100	519,900
	53	244,400	303,400	380,500	429,500	521,100
	54	246,100	304,600	381,500	430,900	522,300
	55	247,700	305,700	382,500	432,400	523,500
	56	249,200	306,600	383,500	433,800	524,700
	57	250,600	307,600	384,300	434,900	525,700
	58	251,700	308,800	385,100	436,200	526,700
	59	252,600	309,900	385,800	437,600	527,700
	60	253,600	311,100	386,600	438,900	528,700
	61	254,500	312,000	387,200	439,800	529,800
	62	255,500	313,100	387,900	440,700	530,700
	63	256,300	314,200	388,800	441,700	531,400
	64	257,300	315,300	389,700	442,600	532,200
	65	258,400	316,400	390,400	443,500	533,000
	66	259,300	317,500	391,200	444,400	533,800
	67	260,400	318,500	392,000	445,000	534,600
	68	261,000	319,600	392,800	445,800	535,400
	69	261,800	320,700	393,400	446,200	536,200
	70	263,200	321,700	394,100	446,800	537,000
	71	264,600	322,800	394,900	447,300	537,800
	72	265,900	324,000	395,600	447,800	538,600
	73	267,400	324,600	396,200	448,400	539,300
	74	268,700	325,600	396,800		
	75	269,900	326,700	397,400		
	76	271,100	327,900	398,100		
	77	272,200	329,000	398,900		
	78	273,200	330,000	399,500		
	79	274,400	330,900	400,100		
	80	275,600	331,800	400,700		
	81	276,900	333,000	401,300		

	82	278,100	333,800	401,900		
	83	279,300	334,400	402,600		
	84	280,500	335,200	403,200		
	85	281,600	335,700	403,700		
	86	282,800	336,300	404,200		
	87	284,100	336,800	404,700		
	88	285,300	337,300	405,400		
	89	286,300	337,600	405,800		
	90	287,600	338,100			
	91	288,700	338,600			
	92	289,900	339,100			
	93	290,900	339,400			
	94	291,900	339,800			
	95	292,900	340,400			
	96	293,900	340,900			
	97	294,400	341,400			
	98	295,400	341,900			
	99	296,100	342,400			
	100	297,000	342,900			
	101	297,900	343,400			
	102	298,700	343,900			
	103	299,400	344,500			
	104	300,100	345,000			
	105	300,800	345,500			
	106	301,300	345,900			
	107	301,700	346,400			
	108	302,200	346,800			
	109	302,400	347,300			
	110	302,800	347,700			
	111	303,100	348,200			
	112	303,400	348,700			
	113	303,700	349,200			
	114	304,000	349,600			
	115	304,300	350,100			
	116	304,600	350,500			
	117	304,900	351,000			
	118	305,300	351,400			
	119	305,600	351,800			
	120	306,000	352,200			
	121	306,300	352,600			
再任用職員		222,100	264,300	289,400	332,500	392,300

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

別表第6

医療職給料表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
再	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
任	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
用	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
職	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
員	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
外	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
の	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
職	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
員	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
等	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500

48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	156,800	194,600	229,800	255,500	286,300	333,100	378,700
	2	158,300	196,200	231,400	256,800	288,400	335,100	381,500
	3	159,700	197,800	232,900	257,900	290,400	337,300	384,100
	4	161,100	199,500	234,400	259,200	292,600	339,500	386,900
	5	162,400	201,000	235,800	260,300	294,700	341,600	389,300
	6	164,200	202,500	237,300	261,500	296,600	343,800	392,100
	7	166,000	204,100	238,700	262,500	298,800	345,900	394,800
	8	167,700	205,600	240,200	263,600	300,900	348,100	397,500
	9	169,400	207,100	241,500	264,700	302,900	350,200	399,700
	10	171,100	208,800	242,900	265,600	305,100	352,300	402,000
	11	172,800	210,500	244,200	266,500	306,900	354,500	404,300
	12	174,700	212,000	245,500	267,400	308,700	356,700	406,600
	13	176,100	213,600	247,300	268,600	310,900	358,400	408,700
	14	178,000	215,200	248,600	270,100	312,900	360,400	410,800
	15	179,900	216,600	249,600	271,500	315,000	362,300	412,800
	16	181,700	218,200	250,900	272,800	317,000	364,300	415,000
	17	183,700	219,700	252,000	274,200	319,200	366,300	416,800
	18	185,300	221,300	253,200	276,100	321,300	368,300	418,800
	19	187,200	223,000	254,200	277,700	323,300	370,400	420,800
	20	189,000	224,600	255,400	279,700	325,400	372,400	422,900
	21	190,700	225,800	256,500	281,300	327,300	374,300	424,700
	22	192,200	227,300	257,500	282,900	329,400	376,300	426,300
	23	193,800	228,600	258,300	284,800	331,200	378,500	428,000
	24	195,300	230,100	259,300	286,400	333,300	380,600	429,500
	25	196,900	231,400	260,500	288,300	335,300	382,000	431,000
	26	198,100	232,700	261,800	290,100	337,300	383,800	432,400
	27	199,600	233,900	263,000	291,900	339,300	385,700	433,700
	28	201,000	235,100	264,300	293,600	341,400	387,400	435,000
	29	202,400	236,600	265,700	295,500	342,900	389,200	436,400
	30	203,700	237,900	267,400	297,200	344,700	390,800	437,600
	31	204,800	239,300	269,000	299,000	346,400	392,400	438,800
	32	206,200	240,600	270,700	300,700	348,200	394,200	439,900
	33	207,600	241,900	272,100	302,500	350,100	395,500	441,100
	34	209,000	243,100	273,700	304,300	351,900	396,800	442,300
	35	210,300	244,000	275,400	306,000	353,900	398,200	443,500
	36	211,600	245,200	277,000	307,800	355,700	399,400	444,800

	37	212,700	246,400	278,500	309,300	357,600	400,500	446,100
	38	214,100	247,600	280,200	311,100	359,300	401,700	446,900
	39	215,200	248,600	281,700	312,700	361,000	402,900	447,300
	40	216,500	249,800	283,400	314,300	362,700	404,000	448,000
	41	217,600	251,000	285,000	316,200	363,900	404,800	448,600
	42	218,800	252,200	286,400	317,900	365,000	405,600	449,000
	43	219,800	253,200	288,100	319,600	366,300	406,400	449,400
	44	221,000	254,000	289,600	321,300	367,500	407,200	449,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	45	222,200	255,200	291,200	322,400	368,700	407,600	450,200
	46	223,200	256,600	292,900	323,900	369,600	408,200	450,600
	47	224,000	257,900	294,600	325,400	370,800	408,700	451,000
	48	225,100	259,400	296,100	327,000	371,900	409,100	451,300
	49	226,200	260,900	297,500	328,500	372,900	409,500	451,600
	50	227,100	262,100	299,200	329,800	374,000	409,800	452,000
	51	227,900	263,500	300,600	331,000	375,000	410,100	452,400
	52	228,700	264,800	302,200	332,400	376,000	410,400	452,700
	53	229,300	265,900	303,700	333,500	376,800	410,800	453,000
	54	230,200	267,200	305,200	334,500	377,700	411,100	
	55	230,700	268,400	306,700	335,600	378,600	411,400	
	56	231,600	269,800	308,200	336,700	379,500	411,700	
	57	232,200	270,800	309,500	337,200	380,000	412,000	
	58	233,000	271,900	310,700	338,100	380,800	412,300	
	59	233,500	273,100	312,000	338,900	381,600	412,600	
	60	234,300	274,400	313,400	339,800	382,400	413,000	
61	235,000	275,400	314,700	340,700	382,800	413,200		
62	235,700	276,600	315,900	341,000	383,500	413,500		
63	236,500	277,800	317,200	341,600	384,200	413,800		
64	237,400	279,100	318,400	342,300	384,900	414,100		
65	238,000	280,100	319,900	342,900	385,300	414,300		
66	238,700	281,200	320,700	343,600	386,000			
67	239,400	282,300	321,500	344,400	386,700			
68	240,200	283,400	322,300	345,100	387,300			
69	240,800	284,500	322,900	345,800	387,700			
70	241,400	285,500	323,700	346,300	388,200			
71	242,100	286,700	324,400	346,900	388,700			
72	242,700	287,800	325,000	347,500	389,200			
73	243,400	288,700	325,700	347,800	389,800			
74	244,100	289,400	325,900	348,500	390,400			
75	244,700	289,800	326,500	349,000	391,000			
76	245,400	290,700	327,100	349,600	391,600			

77	245,900	291,500	327,800	350,100	392,100		
78	246,400	292,100	328,300	350,600	392,600		
79	247,000	292,700	328,800	351,100	393,100		
80	247,500	293,300	329,300	351,500	393,600		
81	247,800	294,000	329,900	351,800	393,900		
82	248,200	294,600	330,400	352,100	394,500		
83	248,500	295,000	330,800	352,500	394,900		
84	248,900	295,400	331,300	352,800	395,300		
85	249,300	295,600	331,900	353,300	395,700		
86		295,800	332,300	353,600			
87		296,000	332,500	353,900			
88		296,200	332,900	354,200			
89		296,600	333,300	354,600			
90		296,800	333,700	354,900			
91		297,000	334,100	355,300			
92		297,200	334,500	355,600			
93		297,600	334,800	356,000			
94		297,800	335,000	356,300			
95		298,000	335,400	356,700			
96		298,300	335,700	357,000			
97		298,700	335,900	357,300			
98		299,000	336,200	357,700			
99		299,200	336,500	358,100			
100		299,500	336,800	358,500			
101		299,800	337,000	359,000			
102		300,000	337,300	359,400			
103		300,200	337,700	359,800			
104		300,500	337,900	360,200			
105		300,800	338,000	360,700			
106			338,300				
107			338,700				
108			339,000				
109			339,200				
110			339,600				
111			340,000				
112			340,400				
113			340,600				
再任用職員	192,700	219,900	248,500	262,200	288,000	329,300	372,400

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	171,800	199,700	246,900	268,900	292,600	336,200
	2	173,200	201,700	248,800	269,800	294,400	338,400
	3	174,700	203,700	250,400	270,700	296,100	340,600
	4	176,100	205,700	252,100	271,700	298,000	342,800
	5	177,500	207,800	253,400	272,400	299,800	345,000
	6	179,000	209,900	254,700	273,300	301,500	347,100
	7	180,600	212,100	255,600	274,000	303,400	349,400
	8	182,100	214,400	256,800	275,000	305,100	351,500
	9	183,400	216,600	257,900	276,000	306,800	353,200
	10	185,200	218,000	258,900	276,500	308,600	355,200
	11	186,800	219,400	259,600	277,500	310,300	357,200
	12	188,500	220,700	260,600	278,700	311,900	359,200
	13	190,000	222,000	261,700	279,900	313,500	361,300
	14	192,000	223,300	262,700	281,100	315,200	363,400
	15	194,100	224,900	263,500	282,300	317,000	365,600
	16	196,100	226,200	264,400	283,600	318,800	367,600
	17	198,300	227,400	265,200	284,700	320,700	369,700
	18	200,400	229,000	266,000	286,000	322,300	371,700
	19	202,400	230,500	266,900	287,000	324,100	373,900
	20	204,500	231,900	267,700	288,500	325,800	376,000
	21	206,600	233,300	268,500	290,100	327,300	377,700
	22	208,600	234,900	269,200	291,500	328,900	379,800
	23	210,700	236,500	270,100	293,000	330,500	382,000
	24	212,900	238,200	271,000	294,300	332,000	384,000
	25	214,600	239,500	272,100	295,400	333,700	386,100
	26	216,000	241,200	273,400	297,100	335,100	387,700
	27	217,100	242,700	274,500	298,800	336,700	389,600
	28	218,400	244,400	275,700	300,400	338,300	391,600
	29	219,600	245,900	276,700	301,900	339,600	393,400
	30	220,700	247,200	278,100	303,600	341,200	395,200
	31	222,000	248,300	279,500	305,100	342,600	397,100
	32	223,100	249,400	280,900	306,700	344,100	399,000
	33	224,300	250,700	282,500	308,300	345,800	400,700
	34	225,600	251,700	283,900	309,800	347,300	402,500
	35	226,900	252,400	285,200	311,500	349,000	404,300
	36	228,100	253,600	286,400	313,100	350,500	406,000
	37	229,500	254,500	287,900	314,600	352,200	407,700
	38	230,800	255,600	289,100	316,000	353,900	409,400
	39	232,000	256,300	290,500	317,600	355,400	411,300
	40	233,400	257,300	291,800	319,200	357,100	413,100
	41	234,300	258,100	293,300	320,800	358,300	414,600
	42	235,800	258,800	294,700	322,200	359,800	416,200
	43	237,100	259,600	296,200	323,700	361,400	417,700
	44	238,300	260,400	297,700	325,200	362,800	419,100
	45	239,600	261,200	299,200	326,200	364,300	420,200
	46	240,800	262,000	300,600	327,600	365,400	421,300
	47	242,000	262,800	302,100	329,100	366,900	422,400
	48	243,200	263,700	303,700	330,600	368,200	423,700
	49	244,200	264,600	305,000	331,700	369,700	425,000
	50	245,200	265,700	306,300	333,200	371,100	426,100
	51	246,100	266,700	307,700	334,500	372,400	427,300
	52	247,200	267,800	309,100	335,800	373,800	428,400
	53	248,200	268,900	310,600	337,300	375,300	429,600

	54	249,200	270,200	312,000	338,700	376,500	430,600
	55	250,100	271,500	313,400	340,100	377,700	431,700
	56	251,000	272,900	314,800	341,500	378,900	432,800
	57	251,900	274,500	315,900	342,400	380,000	433,900
	58	252,800	276,000	317,100	343,700	380,900	434,400
	59	253,500	277,400	318,300	345,000	382,000	435,000
	60	254,300	278,800	319,800	346,300	383,000	435,400
	61	255,200	280,100	320,900	347,300	383,600	436,100
	62	255,900	281,400	322,100	348,200	384,400	436,600
	63	256,700	282,900	323,500	349,500	385,200	437,000
	64	257,600	284,200	324,700	350,800	386,100	437,500
	65	258,400	285,700	326,000	351,900	386,700	438,100
	66	259,200	287,100	327,300	353,200	387,400	438,500
	67	260,300	288,500	328,700	354,400	388,200	438,800
	68	261,100	290,000	330,000	355,500	388,900	439,100
再	69	261,700	291,300	330,700	356,500	389,500	439,500
任	70	262,600	292,800	331,900	357,600	390,200	
	71	263,700	294,300	333,000	358,700	390,900	
	72	264,800	295,800	333,900	359,800	391,500	
用	73	266,200	297,000	335,100	360,600	392,200	
	74	267,400	298,400	335,800	361,800	392,700	
	75	268,600	299,800	337,000	362,900	393,300	
	76	269,700	301,100	338,200	364,000	393,800	
職	77	270,700	302,600	339,300	364,700	394,200	
	78	271,600	304,000	340,600	365,500	394,800	
	79	272,800	305,200	341,700	366,300	395,300	
	80	274,100	306,500	342,900	367,000	395,600	
員	81	275,200	307,300	344,000	367,500	395,900	
	82	276,000	308,500	345,200	368,000	396,400	
	83	276,900	309,600	346,200	368,600	396,800	
以	84	278,000	310,800	347,300	369,200	397,100	
	85	279,000	312,000	348,200	369,800	397,400	
	86	279,900	313,100	349,300	370,300	397,900	
外	87	281,000	314,300	350,200	370,900	398,500	
	88	282,100	315,500	351,200	371,400	398,900	
の	89	283,100	316,800	352,200	371,800	399,200	
	90	284,000	318,000	353,000	372,200	399,600	
	91	284,900	319,200	353,800	372,800	400,100	
	92	285,900	320,500	354,600	373,400	400,500	
職	93	287,000	321,300	355,100	373,700	400,900	
	94	288,000	322,000	355,700	374,200		
	95	288,900	322,700	356,400	374,600		
	96	289,900	323,300	357,100	375,000		
員	97	290,800	324,000	357,500	375,600		
	98	291,600	324,300	357,900	376,100		
	99	292,300	324,900	358,400	376,600		
等	100	293,200	325,600	358,800	377,100		
	101	294,000	326,000	359,300	377,700		
	102	294,800	326,600	359,700	378,200		
	103	295,600	327,200	360,200	378,700		
	104	296,400	327,900	360,600	379,100		
	105	297,100	328,300	361,000	379,700		
	106	297,600	328,800	361,500	380,200		
	107	298,100	329,300	361,900	380,700		
	108	298,700	329,800	362,300	381,200		
	109	298,900	330,200	362,800	381,800		
	110	299,200	330,600	363,300	382,300		
	111	299,400	330,900	363,800	382,800		
	112	299,800	331,200	364,300	383,300		
	113	300,000	331,600	364,800	383,900		
	114	300,200	332,100	365,300			

115	300,600	332,500	365,800			
116	300,900	332,800	366,200			
117	301,200	332,900	366,600			
118	301,500	333,200	367,000			
119	301,800	333,600	367,500			
120	302,200	333,800	368,000			
121	302,500	334,000	368,400			
122	302,900	334,300	368,900			
123	303,200	334,600	369,400			
124	303,600	334,900	369,900			
125	303,800	335,100	370,300			
126	304,000	335,400				
127	304,300	335,800				
128	304,700	336,000				
129	304,900	336,100				
130	305,200	336,400				
131	305,600	336,800				
132	306,000	337,100				
133	306,100	337,400				
134	306,400	337,800				
135	306,900	338,200				
136	307,200	338,600				
137	307,400	338,900				
138	307,700	339,300				
139	308,100	339,700				
140	308,400	340,100				
141	308,600	340,400				
142	309,000	340,800				
143	309,400	341,100				
144	309,700	341,500				
145	309,800	341,800				
146	310,100	342,200				
147	310,400	342,600				
148	310,800	343,000				
149	311,100	343,300				
150	311,300	343,700				
151	311,600	344,100				
152	311,900	344,500				
153	312,300	344,800				
154	312,500					
155	312,700					
156	313,000					
157	313,300					
158	313,600					
159	313,900					
160	314,200					
161	314,600					
162	314,900					
163	315,200					
164	315,500					
165	315,900					
166	316,200					
167	316,500					
168	316,800					
169	317,200					
再任用職員	240,100	260,900	268,000	278,500	295,100	332,800

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を「100分の117.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中 「 382,000 」 を 「 383,000 」 に改める。

第5条第2項中「100分の160」を「、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165」を「100分の162.5」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中 「 404,000 」 を 「 405,000 」 に改め、同条第2項の表中 「 337,000 」 を 「 338,000 」 に改める。

第6条第2項中「100分の160」を「、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員等（山形県職員等の給与に関する条例第1条に規定する職員等をいう。以下この項において同じ。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員等の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する

場合においては、第1条の規定による改正前の山形県職員等の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第36号

山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例

（山形県職員の定年等に関する条例の一部改正）

- 第1条 山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「）第4条第1項第6号イ」を「。以下「給与条例」という。）第4条第1項第6号イ」に、「）の規定」を「。以下「病院事業局給与条例」という。）の規定」に、「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「その職員の職務の内容等からみて次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず公務」に改め、同項第2号中「の特殊性によりその職員の退職による欠員を容易に補充することができないため、その」を「に特殊性があるため、当該」に、「より公務」を「よる欠

員を容易に補充することができず公務」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「の翌日」を「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「、第1項」を「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項」に、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、給与条例第10条第1項に規定する職、山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）第5条第1項に規定する職及び病院事業局給与条例第5条第1項に規定する職（これらの職のうち給与条例第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員が占める職、病院事業局給与条例の規定に基づく給料表（医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用されるものに限る。）の適用を受ける職員が占める職その他の人事委員会規則で定める職を除く。）並びに副主幹その他の人事委員会規則で定める職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合においては、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察本部長は、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」とあることとする。

した」とあるのは「特定任命をした」と、「に降任等」とあるのは「に特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他

の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。
 （異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制
 （定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、地方公共団体の組合であつて人事委員会規則で定めるものの年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則
 （雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の3項を加える。
 （定年に関する経過措置）

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつて

は、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- 8 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（職員の懲戒に関する条例の一部改正）

- 第2条 職員の懲戒に関する条例（昭和26年10月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条中「給料（）」を「の期間、その発令の日に受ける給料（）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

- 第3条 職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項及び第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第5条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

- 第4条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第10条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

- 第5条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項及び第2項、第9条第1項第1号並びに第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正）

- 第6条 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を削る。

第3条中「第6条の3」を「第6条の3の2」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「」第4条第1項」を「。

以下「職員定年等条例」という。)第4条第1項」に、「以下「」を「次条から第6条の3まで及び第7条から第7条の3までにおいて「」に改め、同条第2項中「以下」を「次条第2項、第6条の4及び第7条の4第1項において」に改める。

第6条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「山形県職員の定年等に関する条例」を「職員定年等条例」に改める。

第6条の2第1項中「退職した者」を「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第6条の3の2及び附則第14項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」に改める。

第6条の3第1項中「10年」を「15年」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第6条の3の2 第6条の2（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第6条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第6条の3の2及び附則第14項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号ロの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第7条の2中「の規定により」を「（第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により」に、「同項第2号ロ」を「同項第2号ロ（第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同条第1号中「に60」を「（第6条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第6条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）に60」に改める。

第7条の3の表第7条の2の項中 「第6条の2第1項の」 を 「第6条の2第1項（」 に改め、同項読み替える字句の欄中 「第6条の2第1項の」 を 「第6条の2第1項（」 に、「同

条」を「第6条の3」に改め、同表第7条の2第1号の項中 「特定減額前給料月額」 を

「特定減額前給料月額
（第6条の3の2にお
いて読み替えて準用す
る場合にあつては、特
定減額前俸給月額（同
条の規定により読み替
えられた第6条の2に
規定する特定減額前俸
給月額をいう。））。次
号において同じ。）

に改め、同項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を

「特定減額前給料月額（第6条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第6条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。））。以下この号及び次号において同じ。）及び」に改める。

第7条の5中「及び前条」を「（第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び前条」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「あつては」を「は」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第18条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「あつては」を「は」に改め、同条第2項及び第3項中「あつては」を「は」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「あつては」を「は」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「あつては」を「は」に改める。

附則第6項中「第6条の3」を「第6条の3の2まで及び附則第16項から第23項」に改める。

附則第7項中「第6条の2」を「第6条の2（第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第19項」に改める。

附則第8項中「第6条」を「第6条又は附則第17項」に改める。

附則第13項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「」第4条第1項第6号イ」を「。以下「給与条例」という。）第4条第1項第6号イ」に、「同条例」を「給与条例」に改める。

附則中第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第6条の3の2の規定により読み替えられた第6条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないこととする。

附則に次の9項を加える。

16 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第16項」とする。

- 17 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤務した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「第6条又は附則第17項」とする。
- 18 前2項の規定は、職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 19 給与条例附則第3項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 20 当分の間、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する第6条の3（第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。次項から附則第23項までにおいて同じ。）及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）」とする。
- 21 当分の間、第6条第1項に規定する者（25年以上勤務し、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者及び勤務公所移転等により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）に対する第6条の3の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員以外の者	60歳
職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員	65歳

- 22 当分の間、法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて規則で定めるもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職した時における第6条の3及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 23 当分の間、法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて規則で定めるもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職した時における第6条の3及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日におい

て定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 24 当分の間、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員が60歳に達した日以後における最初の3月31日後にその者の非違によることなく退職した場合において、その者が同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第3条から第6条の3まで、第7条から第7条の5まで、附則第6項から第8項まで、第16項及び第17項、条例第38号附則第5項から第7項まで、山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年10月県条例第48号。以下この項において「条例第48号」という。）附則第4項並びに山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年3月県条例第9号。以下この項において「条例第9号」という。）附則第2項、第6項及び第7項の規定により計算した退職手当の額が、第3条から第6条の3まで、第7条から第7条の5まで、附則第6項から第8項まで、第16項、第17項及び第19項から第21項まで、前項、条例第38号附則第5項から第7項まで、条例第48号附則第4項並びに条例第9号附則第2項、第6項及び第7項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例の一部改正）

- 第7条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例（昭和31年9月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の事由」を「及び降給の事由」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過規定）」を付し、同項中「身分取扱」を「身分取扱い」に、「なお、」を「なお」に改める。

附則に次の2項を加える。

（降給の事由）

- 3 当分の間、学校職員が山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）附則第3項の規定の適用を受ける場合における法第27条第2項に規定する条例で定める降給の事由は、給与条例附則第3項に規定する事由とする。

（降給の手続）

- 4 給与条例附則第3項の規定の適用を受ける学校職員には、県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒に関する条例の一部改正）

- 第8条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒に関する条例（昭和31年9月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条中「内で、」を「、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

- 第9条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第5項を次のように改める。

- 5 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員等（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間に関する

条例（昭和26年10月県条例第44号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第2項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 削除

第12条の6第1項第1号中「以下」を「以下この項から第3項までにおいて」に改め、同項第2号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員等」に、「運賃等相当額」を「この号及び次項において「運賃等相当額」に改め、同号ただし書中「以下」を「以下この号及び第3号において」に、「その者」を「当該職員等」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員等」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員等」に改め、同号ただし書中「以下」を「以下この号において」に、「その者」を「当該職員等」に改める。

第13条の6第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条の7第1項及び第13条の8第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員等」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、6月に支給する場合には100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55」、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を「100分の57.5」に改める。

第23条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第9条の2」を「第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2」に、「及び」を「並びに」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項中「取扱」を「取扱い」に、「なお、」を「なお」に改める。

附則中第3項から第19項までを削り、附則に次の見出し及び11項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

3 当分の間、職員等の給料月額を、当該職員等が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項及び第7項において「特定日」という。）以後、当該職員等に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員等の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第6条第2項及び第3項の規定により当該職員等の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員等には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員等その他の法律により任期を定めて任用される職員等
- (2) 山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号。以下「職員定年等条例」

- という。)第3条ただし書に規定する職員等
- (3) 職員定年等条例第4条第1項若しくは第2項又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例(昭和58年12月県条例第37号。以下「市町村立学校職員定年等条例」という。)第4条第1項若しくは第2項の規定により勤務している職員等(職員定年等条例第2条又は市町村立学校職員定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員等を除く。)
- (4) 職員定年等条例第9条第1項若しくは第2項又は市町村立学校職員定年等条例第8条第1項若しくは第2項の規定により職員定年等条例第9条第1項又は市町村立学校職員定年等条例第8条第1項に規定する異動期間(職員定年等条例第9条第2項又は市町村立学校職員定年等条例第8条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された職員定年等条例第6条又は市町村立学校職員定年等条例第5条に規定する職を占める職員等
- 5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員等であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員等のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員等の受ける給料月額(以下この項及び附則第7項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員等が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員等(人事委員会規則で定める職員等を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員等の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員等の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員等の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員等の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員等の受ける給料月額」とする。
- 7 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員等となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員等が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第4号に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員等(人事委員会規則で定める職員等を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員等の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 附則第6項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第6項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
- 9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員等(附則第3項の規定の適用を受ける職員等に限り、附則第5項に規定する職員等を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員等には、当分の間、当該職員等の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第6項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 附則第5項若しくは第7項又は前項の規定による給料を支給される職員等以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員等であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員等には、当分の間、当該職員等の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第5項から前項までの規定に準じて算出した

額を給料として支給する。

11 附則第5項若しくは第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員等に対する第20条第5項（第21条第4項において準用する場合及び山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第20条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

12 附則第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員等に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）附則第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）第8条の2第2項

(2) 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第3条第1項

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第4条第4項

(4) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）第5条第5項

13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第1から附則別表第7までを削る。

別表第1再任用職員以外の職員等の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	191,700	219,800	260,500	280,300	295,800	321,400	364,100	397,900	450,200

別表第2再任用職員以外の職員等の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,700	258,600	262,800	294,600	311,500	325,900	349,700	385,600	417,900

別表第3再任用職員以外の職員等の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	225,000	255,700	285,500	327,100	356,600

別表第4教育職給料表(1)の項の表再任用職員以外の職員等の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 239,000	円 280,200	円 337,800	円 423,800

別表第4教育職給料表(2)の項の表再任用職員以外の職員等の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 230,000	円 276,900	円 304,300	円 330,900	円 413,500

別表第5再任用職員以外の職員等の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 222,100	円 264,300	円 289,400	円 332,500	円 392,300

別表第6医療職給料表(1)の項の表再任用職員以外の職員等の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

別表第6医療職給料表(2)の項の表再任用職員以外の職員等の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円 192,700	円 219,900	円 248,500	円 262,200	円 288,000	円 329,300	円 372,400

別表第6医療職給料表(3)の項の表再任用職員以外の職員等の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 240,100	円 260,900	円 268,000	円 278,500	円 295,100	円 332,800

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第10条 職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の事由」を「及び降給の事由」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。
附則に次の2項を加える。

（降給の事由）

3 当分の間、職員が次の各号に掲げる規定の適用を受ける場合における法第27条第2項に規定する条例で定める降給の事由は、当該各号に定める事由とする。

(1) 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）附則第3項 同項に規定する事由

(2) 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）附則第2項 同項に規定する事由

(3) 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）附則第2項 同項に規定する事由

(4) 前3号に掲げる規定に相当するもので規則で定めるもの 当該規定に規定する事由

（降給の手続）

4 前項各号に掲げる規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定又は任命権者の定めるところにより、同項各号に掲げる規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第11条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第2項ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。

（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

第12条 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例の一部改正）

第13条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第4条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条—第10条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第11条・第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「」第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項か

ら第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「その学校職員の職務の内容等からみて次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる」に、「その学校職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該学校職員に」に、「その学校職員を当該」を「当該学校職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第8条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した学校職員であつて、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている学校職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて県人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該学校職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず公務」に改め、同項第2号中「の特殊性によりその学校職員の退職による欠員を容易に補充することができないため、その」を「に特殊性があるため、当該」に、「より公務」を「よる欠員を容易に補充することができず公務」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「の翌日」を「（同項ただし書に規定する学校職員にあつては、当該学校職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日」に改め、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「、第1項」を「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた学校職員及び第2項の規定により期限が延長された学校職員について、第1項」に、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「施行」を「実施」に改め、同条を第13条とし、第4条の次に次の2章及び章名を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第10条第1項に規定する職その他県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第7条 県教育委員会は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該学校職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第9条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。
- (3) 当該学校職員の他の職への降任等を行う際に、当該学校職員が占めていた管理監督職が属

する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める学校職員（以下この号において「上位職学校職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職学校職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第8条 県教育委員会は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める学校職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該学校職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある学校職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める学校職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該学校職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該学校職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該学校職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 県教育委員会は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める学校職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、県人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある学校職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該学校職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 県教育委員会は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める学校職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる学校職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した学校職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該学校職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該学校職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている学校職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該学校職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 県教育委員会は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める学校職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができる場合を除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める学校職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、県人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期

間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る学校職員の同意）

第9条 県教育委員会は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ学校職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 県教育委員会は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第11条 県教育委員会は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める学校職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める学校職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第12条 県教育委員会は、前条本文の規定によるほか、地方公共団体の組合であつて県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定めるものの年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 県教育委員会は、当分の間、学校職員（臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認

を行うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に学校職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された学校職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた学校職員(以下この項において「末日経過学校職員」という。))を除く。)にあつては、当該学校職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過学校職員にあつては、当該学校職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該学校職員に対し、当該学校職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正)

第14条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年3月県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 山形県職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
- (7) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第15条 山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 山形県職員の定年等に関する条例(昭和58年12月県条例第31号)第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
- (5) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例(昭和58年12月県条例第37号)第8条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の2号を加える。

- (4) 山形県職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
- (5) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表中

第5条第5項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	
第12条の6第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員等(以下「育児短時間勤務職員」という。)	を
第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	

第12条の6第2項第2号	定年前提任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員等（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第15条第2項及び第3項	定年前提任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員

に改

める。

第17条の表中
 「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第18条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の表中
 「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の表中
 「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」

を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第29条の表中
 「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」）」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」）」に、「再任用短時間勤務職員」

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条の表中

地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員

再任用短時間勤務職員

を

地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員

定年前再任用短時間勤務職員

に改める。

第31条の表中

地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員

を

地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員

に、

「再任用短時間勤務職員

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第32条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

附則第2項から第4項までを削り、附則に次の見出し及び2項を加える。

（給与条例附則第3項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

- 2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第3項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7

号。以下「育児休業条例」という。)第17条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第1項又は育児休業条例第19条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等が給与条例附則第3項の規定の適用を受ける場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「第21条まで」とあるのは、「第21条まで及び附則第2項」とする。

(公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第16条 公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例(平成13年12月県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 山形県職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員
(7) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第17条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年12月県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第2項ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 当分の間、職員(管理者が定める職員を除く。)の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。

(山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第18条 山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年7月県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(山形県職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第19条 山形県職員の退職管理に関する条例(平成27年12月県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(山形県職員の再任用に関する条例等の廃止)

第20条 山形県職員の再任用に関する条例(平成12年12月県条例第81号)及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の再任用に関する条例(平成12年12月県条例第94号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（山形県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の山形県職員の定年等に関する条例（以下この条、次条第1項及び附則第8条第2項において「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の山形県職員の定年等に関する条例（以下この条から附則第7条まで及び第10条において「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下この条から附則第5条までにおいて同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下この条から附則第5条までにおいて同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。附則第19条第1項第4号において同じ。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日まで

の間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力関連評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力等を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）及び業績関連評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の総合評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新条例第13条第1項に規定する地方公共団体の組合であって人事委員会規則で定めるもの（次項並びに附則第6条第1項及び第2項において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新条例第12条ただし書の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条から附則第7条まで、第9条及び第10条において同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職

と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新条例第12条ただし書の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第7条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新条例第13条第2項において準用する新条例第12条ただし書の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新条例第13条第2項において準用する新条例第12条ただし書の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条又は第13条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年（次条第2項において「旧条例定年」という。）に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条まで又は第19条から第22条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例第3条又は第13条の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年（以下この条において「新条例定年」という。）が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次条、附則第14条第1項及び第15条において同じ。）（学校職員（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条に規定する学校職員をいう。附則第14条第1項において同じ。）を除く。次条において同じ。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第4条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第4条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条

例の規定を適用する。

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 学校職員である暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第5条の規定による改正後の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校職員をいう。以下同じ。）である暫定再任用職員（令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第5条第1項若しくは第3項、令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについて準用する。この場合において、前項中「第5条」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する第5条」と、「新条例」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する新条例」と読み替えるものとする。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された者」とする。

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 第9条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（以下この条において「新条例」という。）附則第3項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員等（山形県職員等の給与に関する条例（以下この条において「給与条例」という。）第1条に規定する職員等をいう。以下この条において同じ。）には適用しない。

2 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員等をいう。以下この条において同じ。）（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第5条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、山形県職員等の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は山形県職員等の育児休業等に関する条例第19条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められた当該暫定

再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間に関する条例第2条第2項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第12条の6第2項、第13条の7第1項、第13条の8第1項並びに第15条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第13条の6第2項及び第20条第3項の規定を適用する。
- 7 新条例第21条第1項の職員等に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員等の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員等（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 給与条例第5条第3項、第6条、第9条の2、第11条、第12条、第12条の3から第12条の5まで、第13条の2から第13条の5まで、第22条及び第23条並びに新条例第5条第4項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された企業局の企業職員は、第11条の規定による改正後の山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この条において「新条例」という。）第3条第2項ただし書に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 県教育委員会は、施行日前に第13条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例（以下この条及び次条第1項において「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する学校職員（以下この項において「旧条例勤務延長学校職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合に

において、第13条の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例（以下この条から附則第23条までにおいて「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、県人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長学校職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 県教育委員会は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下この条から附則第21条までにおいて同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している学校職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している学校職員（当該県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める職にあっては、県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める学校職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第19条 県教育委員会は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下この条から附則第21条までにおいて同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第21条第1項若しくは第2項又は第22条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、県教育委員会は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第11条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第12条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条

の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第21条第1項若しくは第2項又は第22条第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力関連評価（学校職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力等を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）及び業績関連評価（学校職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の総合評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 県教育委員会は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第20条 県教育委員会は、前条第1項の規定によるほか、新条例第12条第1項に規定する地方公共団体の組合であって県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定めるもの（次項並びに附則第22条第1項及び第2項において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、県教育委員会は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第21条 県教育委員会は、新条例第11条ただし書の規定にかかわらず、附則第19条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条から附則第23条までにおいて同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、県教育委員会は、新条例第11条ただし書の規定にかかわらず、附則第19条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める学

校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第23条において同じ。）に達している者（新条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第19条第3項から第5項までの規定を準用する。

第22条 県教育委員会は、前条第1項の規定によるほか、新条例第12条第2項において準用する新条例第11条ただし書の規定にかかわらず、組合における附則第19条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、県教育委員会は、前条第2項の規定によるほか、新条例第12条第2項において準用する新条例第11条ただし書の規定にかかわらず、組合における附則第19条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第12条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第19条第3項から第5項までの規定を準用する。

第23条 県教育委員会は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第11条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める短時間勤務の職にあつては、県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める者）を、新条例第11条又は第12条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第11条又は第12条第1項の規定により採用された学校職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める短時間勤務の職にあつては、県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第24条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員等（山形県職員等の育児休業等に関する条例第1条に規定する職員等をいう。）は、第15条の規定による改正後の山形県職員等の育児休業等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第32条第2号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定によ

り採用された職員等とみなして、新条例の規定を適用する。

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第25条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された病院事業局の企業職員は、第17条の規定による改正後の山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下この条において「新条例」という。）第3条第2項ただし書に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第26条 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第4条から第6条まで」を「山形県職員等に対する退職手当支給条例第4条から第6条まで又は附則第16項若しくは第17項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「第6条の3」を「第6条の3の2まで及び附則第16項から第20項」に改める。

附則第6項中「以後に新条例」を「以後に山形県職員等に対する退職手当支給条例」に、「新条例第6条の2」を「同条例第6条の2（同条例第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第19項」に改める。

附則第7項中「新条例第6条」を「山形県職員等に対する退職手当支給条例第6条又は附則第17項」に改める。

附則第8項中「新条例」を「山形県職員等に対する退職手当支給条例」に、「第6条の3」を「第6条の3の2」に改める。

附則第14項中「対する新条例」を「対する山形県職員等に対する退職手当支給条例」に、「、新条例」を「、同条例」に、「第6条の3」を「第6条の3の2」に改め、同項第1号中「新条例」を「山形県職員等に対する退職手当支給条例」に、「第6条の3」を「第6条の3の2」に改める。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第27条 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年10月県条例第48号）」を「山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年10月県条例第48号）」に、「第6条の3」を「第6条の3の2」に改める。

個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第37号

個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、開示決定等の期限その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

（個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表）

第3条 実施機関（県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び県が設立団体である地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索することができる状態で個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事

務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 県の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員並びに県が設立団体である地方独立行政法人の役員及び職員（以下「県職員等」という。）又は県職員等であった者に関する事務
- (2) 犯罪の捜査に関する事務
- (3) その他規則で定める事務

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、同項第5号から第7号までに掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に記載し、又は登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を記載せず、又は登録簿を作成しないことができる。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（開示請求に係る手数料）

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示を受ける地方公共団体等行政文書1件につき、別表の左欄に掲げる地方公共団体等行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とし、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

- (1) 県の機関が法第82条第2項の決定をした場合
- (2) 閲覧、視聴又は聴取の方法により開示を受ける場合

2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。ただし、知事、企業管理者及び病院事業管理者は、手数料を納付した者が、その者の責めに帰すことができない理由により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 知事、企業管理者及び病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第7条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（審査会）

第8条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関及び法第129条に規定する合議制の機関は、山形県情報公開・個人情報保護審査会とする。

（個人情報の取扱いに係る諮問）

第9条 県の機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の改廃を立案しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、県の機関における個人情報の取扱いに関する規則その他の規程を定めようとする場合

（是正の申出）

第10条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の取扱いが、法第61条から第65条まで、第66条第1項、第69条（第3項を除く。）又は第71条の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対し、その取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 是正の申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 是正の申出に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の名称その他の是正の申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 是正を求める内容及び理由

(4) その他規則で定める事項

3 法第76条第2項及び第77条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があった場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果を当該是正の申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、実施機関に対し、再調査の申出をすることができる。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の申出について準用する。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（山形県個人情報保護条例等の廃止）
- 2 山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）及び特定個人情報の保護の特例に関する条例（平成27年7月県条例第40号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の山形県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により旧条例第2条第2号に規定する実施機関（議会を除く。）が作成した同項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、第3条第1項の規定により実施機関が作成した登録簿とみなす。
- 4 施行日前に旧条例第11条第1項、第17条第1項又は第20条第1項（附則第2項の規定による廃止前の特定個人情報の保護の特例に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第23条第1項の規定による是正の申出がされた場合における旧条例に規定する結果の通知については、なお従前の例による。
- 6 山形県議会個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 7 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（山形県情報公開条例の一部改正）
- 8 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項及び第2項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第4項中「起算して45日」を「44日」に、「すべて」を「全て」に改める。
第12条中「（山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）を除く。）」を削る。
（住民基本台帳法施行条例の一部改正）
- 9 住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。
第5条中「山形県個人情報保護運営審議会」を「山形県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。
（山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）
- 10 山形県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。
第1条中「及び山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第22条」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号。以下「施行条例」という。）第9条」に改める。
第2条第1号中「山形県個人情報保護条例第22条」を「法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に、「同条例第2条第2号」を「施行条例第3条第1項」に改め、同条第2号中「審査請求に係る公文書」を「審査請求に係る公文書等」に、「山形県個人情報保護条例第13条第1項（同条例第19条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定による決定」を「法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等」に、「同条例第11条第2項」を「法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項」に改め、「同条例第17条第2項に規定する」及び「同条例第20条第2項に規定する」を削り、「同条例第2条第1号」を「法第60条第1項」に、「個人情報が記載された同条第5号」を「保有個人情報が記録されている同項」に、「公文書を」を「地方公共団体等行政文書を」に改める。
第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「審査請求に係る公文書」を「審査請求に係る公文書等」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（専門委員）

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（山形県公文書等の管理に関する条例の一部改正）

11 山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「（個人）」を「（生存する個人）」に、「照合する」を「容易に照合する」に改める。

別表

地方公共団体等 行政文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額
文書又は図画 （マイクロフィルムを除く。）	複写機により用紙に複写したものの交付	交付する用紙の枚数（日本産業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあつては日本産業規格A列3番の用紙に換算した用紙の枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあつては用紙の片面を1枚として算定した用紙の枚数とする。以下同じ。）1枚につき10円（カラーで複写された用紙にあつては、50円）
マイクロフィルム	用紙に印刷したものの交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円
録音テープ	録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	交付する録音カセットテープの巻数1巻につき150円
ビデオテープ	ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	交付するビデオカセットテープの巻数1巻につき190円

電磁的記録（録音テープ及びビデオテープを除く。）	用紙に出力したものの交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円 （カラーで出力された用紙にあつては、50円）
	フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付	交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき80円
	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき160円

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第38号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第6項事務の欄中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 法第59条第7項の規定による情報の提供の要求（法第59条の2第1項に規定する施設に係るものに限る。）
- (6) 法第59条第9項の規定による命令をした旨の公表（第4号に規定する命令に係るものに限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第39号

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

山形県個人番号の利用に関する条例（平成27年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条中「利用に」を「利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第4条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる県の執行機関が、同表の第3欄に掲げる県の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第1中第15項を第16項とし、第8項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、同表第7項中「第9項及び第15項」を「第10項及び第16項」に改め、同項を同表第8項とし、同表中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2中第11項を第12項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法の規定による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		<p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）の規定による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

		学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
--	--	---

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和4年12月23日印刷
令和4年12月23日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県